

参考資料 「第6期計画との対照表」

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第1部 総論 第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体として支える仕組みとして平成12年4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（平成37年）には団塊の世代が後期高齢者となり、2000万人を超えると見込まれており、医療・介護を取り巻く状況は大きな変化が予想されています。 このような中で、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごすことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされており、その実現に向けて取組を本格化していくために、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」により、平成27年度から介護保険制度が大きく改正されます。 滝川市においては、65歳以上の高齢者数は、第5期計画開始の平成24年4月末12,134人から平成26年11月末13,000人と増加し、高齢化率も28.2%から31.0%と上昇しています。 今後も高齢化はますます進行することが予想され、特に75歳以上の後期高齢者数の増加が見込まれており、高齢者世帯数、認知症高齢者数も増加すると考えられます。 本計画は、介護保険制度の改正、滝川市の高齢化の状況を踏まえ、滝川市に住む高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を過ごすことができるように、また、持続可能な介護保険運営を目指し、介護予防の重点化を図り、2025年度の地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を本格化していくためのスタートの計画として策定するものです。 2 計画の法的位置付け 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画を基に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の生活支援のためのサービス提供のほか、要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。 介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画であり、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにし、高齢者保健福祉計画に包含され介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。	第1部 総論 第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（平成37年）には団塊の世代の75歳到達により、2,100万人を超えると見込まれることから、医療・介護を取り巻く状況は大きな変化が予想されています。 高齢化はその後さらに進行することが予想されており、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加、地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化など様々な課題がより顕在化していくとともに、介護サービスへの期待は、さらに高まっていくと考えられますが、支え手となる世代が減少する中、介護サービスだけで高齢者を支えることは難しくなることが懸念されています。 こうした背景により、平成26年における介護保険法改正では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組を推進することとなり、その後、平成29年における介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの構築の推進をより一層強化する等のため、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、利用者負担割合の見直し等が行われることとなりました。 本計画は、滝川市に住む高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指して、第6期計画において取り組んできた「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組を深化・推進するため、平成37年度を見据えた中長期的な計画の2期目の計画として策定するものです。 2 計画の法的位置付け 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の生活支援のためのサービス提供のほか、要支援・要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防の事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。 介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにする介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
また、両計画は、一体の計画として作成することとされており、本計画については、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき北海道が策定する「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を踏まえ策定しました。 3 総合計画等との関係 本計画は、<u>将来における滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（平成24年度～平成33年度）」と整合性を図る個別計画であり、他の保健福祉関連の個別計画である「滝川市障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）」、「滝川市障がい者計画（平成25年度～平成29年度）」、「第2次健康たきかわ21アクションプラン（平成25年度～平成34年度）」と連携・整合性を図るもの</u>とします。 4 計画期間 本計画は、<u>3年を1期として作成することと定められており、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間と</u>します。 <u>なお、2025年度（平成37年度）までに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することが目標とされており、2025年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築を目指すスタートとなる期間</u>となります。 5 計画の策定体制等 (1)計画策定及び進行管理の体制 本計画の策定に当たっては、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課を中心とした策定ワーキングにおいて作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、<u>公募による被保険者からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議計画策定専門部会」で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、計画を策定</u>しました。 <u>計画の進行管理については、計画のフォローアップ及び次期計画に向けた見直しのため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を必要の都度開催</u>し行います。 (2)アンケート調査の実施 ①高齢者等アンケート調査 <u>高齢者（一般高齢者・要介護認定を受けている高齢者）及び介護サービス事業者に対して実施し、高齢者の生活実態やニーズの把握、高齢者福祉サービス・介護サービスに関する意識や介護サービス事業者の事業運営についての現状と今後の意向等を把握し、計画策定の基礎資料と</u>しました。 ②日常生活圏域ニーズ調査	本計画は、これらの計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、一体的に策定するものです。 3 総合計画等との関係 本計画は、滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（平成24年度～平成33年度）」を最上位計画と、<u>人口減少の克服・地方創生に関する取組の方向性を示す「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）」を上位計画として、これらの計画との調和・整合性が保たれた個別計画として策定するもの</u>であり、「滝川市障がい者計画（平成30年度～平成34年度）」、「滝川市障がい福祉計画（平成30年度～平成32年度）」、「第2次健康たきかわ21アクションプラン（平成25年度～平成34年度）」及び「滝川市「生涯活躍のまち」基本計画（平成29年度～平成31年度）」をはじめとした他の個別計画と連携・整合性を図るものとします。 4 計画期間 本計画は、<u>平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間と</u>します。 <u>また、第6期計画をスタートの期間として平成37年度までの「地域包括ケアシステムの構築」の推進を目標とした、中長期的な計画の2期目の期間</u>となります。 5 計画の策定体制 本計画は、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課の策定ワーキングにおいて検討の上で作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、被保険者等からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議」計画策定専門部会で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、策定しました。 6 アンケート調査の実施 ①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」 <u>日常生活圏域における高齢者のうち、要介護状態となる前の方を対象として、「要介護状態になるリスクの発生状況」、「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施</u>しました。 ②「在宅介護実態調査」

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
<u>日常生活圏域における高齢者の生活課題に関する調査を行い、どのようなニーズが、どれくらい存在するかを推計し、それに応じた介護保険サービスや市独自のサービス等を整備するための基礎資料としました。</u> 第2章 滝川市を取り巻く現状 1 介護保険制度の改正 <u>2025年度（平成37年度）までの「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性を確保していくために、平成27年度から介護保険制度が大きく改正され、第6期の本計画において、新しい介護保険制度へ対応が求められています。主な制度改正の内容は、次のとおりです。</u> (1)地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 <u>地域包括ケアシステムの構築を図るため、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」が「地域支援事業」の「包括的支援事業」に位置づけられ、「地域ケア会議の推進」は平成27年4月から、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」については平成30年4月から、全ての市町村で取り組むこととされました。</u> (2)介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行 <u>全国一律で行われている介護予防訪問介護・介護予防通所介護を市町村が取り組む地域支援事業へ移行し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の中で多様化を図り実施することとされ、全ての市町村は平成29年度末まで段階的に移行することとされました。</u> (3)介護予防の機能強化 <u>地域支援事業の一般介護予防事業において、リハビリ専門職※などを活用し自立支援に資する取組を推進することとされました。</u> (4)特別養護老人ホームの重点化 <u>既入所者は除き、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定することとされました。</u> (5)サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例の適用 <u>有料老人ホーム※に該当するサービス付き高齢者向け住宅※を住所地特例の対象とすることとされました。</u>	<u>在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。</u> ③「事業者アンケート調査」 <u>介護保険サービス提供事業者を対象として、「事業運営についての現状」と「今後の事業展開」等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。</u> 第2章 滝川市を取り巻く現状 1 介護保険制度の改正 <u>平成37年度までの「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のために、平成27年度から大きく改正された介護保険制度について、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、第7期計画に関わる新たな制度改正が行われることとなりました。</u> 主な改正内容は、次のとおりです。 (1)地域包括ケアシステムの深化・推進 ①自立支援や介護予防、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進【平成30年4月施行】 <u>市町村が保険者機能を発揮し、自立支援や介護予防・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化</u> ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載 ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・財政的インセンティブの付与の規定の整備 ②医療・介護の連携の推進等【平成30年4月施行】 <u>「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」を創設</u> <u>※現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、6年間延長し、平成35年度末までとされました。</u> ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等【平成30年4月施行】 <u>高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け</u> (2)介護保険制度の持続可能性の確保 ①現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【平成30年8月施行】 <u>世代間や世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割化</u> ②介護納付金における総報酬割の導入【平成29年8月分から適用】 <u>各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
<u>(6)小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行</u> 定員18人以下の通所介護については、市町村に指定権限のある地域密着型通所介護とし、平成28年4月から施行とされました。 <u>(7)居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲</u> 居宅介護支援事業者の指定権限が平成30年4月から市町村へ移譲することとされました。 <u>(8)低所得者の保険料軽減の拡充</u> 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大することとされました。 <u>(9)費用負担の公平化</u> 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、高額介護サービス費の自己負担限度額を医療保険の現役並み所得相当の人の月額上限44,400円に引き上げることとされたほか、低所得の施設利用者の食費・居住費の負担を軽減する「補足給付」の要件に資産を追加することとされました。いずれも平成27年8月からの施行とされました。 2 高齢者等の現状と将来推計 (1)高齢者人口・世帯の推移 ①高齢者人口の推移と推計 平成25年及び26年9月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法で将来人口を推計しました。 総人口が平成26年度42,002人から平成29年度40,334人と約1,660人程度減少が見込まれるのに対し、65歳以上の第1号被保険者については、12,951人から13,281人と300人余り増加し、平成32年度にピークを迎え13,399人と推計されます。 第1号被保険者の内訳を見ると、75歳以上高齢者の増加が多く、下表では平成37年度まで増加すると見込まれています。 高齢化率は、人口の減少に伴い年々上昇し、平成29年度には約33%、平成37年度には36%近くにまで達すると見込まれています。 ②高齢者世帯の推移 総世帯数は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成23年3	<u>間では報酬額に比例して負担する仕組みである「総報酬割」を導入（※激変緩和の観点から段階的に導入）</u> 2 高齢者等の現状と将来推計 (1)高齢者人口・世帯の推移 ①高齢者人口の推移と推計 住民基本台帳の人口及び第1号被保険者数の実績を基にコーホート要因法で総人口と高齢者人口（第1号被保険者）の将来動向を推計しました。 総人口が平成29年度40,947人から平成32年度39,425人と1,522人減少が見込まれるのに対し、65歳以上の第1号被保険者については、平成29年度13,745人から平成32年度13,973人と228人増加し、平成32年度にピークを迎えると推計されます。 第1号被保険者の内訳を見ると、65～74歳の高齢者が平成29年度をピークに減少が見込まれるのに対し、75歳以上高齢者は平成37年度まで増加すると見込まれています。 高齢化率は、上昇が続き、平成32年度には35.4%、平成37年度には37.1%まで達すると見込まれています。 ②高齢者世帯の推移 平成17年度から平成27年度までの国勢調査における世帯数及び高齢者人口を基に、各世帯構成の比率や伸び率を求め、将来見込まれる高齢者人口に乗じることで、高齢者世帯数の将来動向を推計しました。 65歳以上の高齢者がいる世帯と二人とも65歳以上の高齢者世帯は、平成32年度

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
月末から平成26年3月末までの3年間で約700世帯増加し、平成26年3月末で総世帯数に占める割合は43.5%でした。 また、単身世帯と高齢者夫婦世帯の65歳以上の高齢者で構成される世帯も増加しており、平成26年3月末で約7000世帯、65歳以上の高齢者がいる世帯の75.6%を占めています。 今後も65歳以上の高齢者で構成される世帯は増加することが予想されます。	をピークに減少が見込まれますが、65歳以上の高齢者単身世帯は、平成37年度以降も増加すると見込まれています。 また、二人とも65歳以上の高齢者世帯の高齢者世帯に占める割合は、平成17年度37.1%が平成37年度37.7%と微増にとどまっているのに対し、65歳以上の高齢者単身世帯は、平成17年度26.3%が平成37年度38.8%と大きく増加しています。
(2)要介護・要支援認定者数の推移 平成26年9月末における男女別・年齢別人口に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、これを将来の性別・年齢別人口に乗じて認定者数を推計しました。 認定者数は平成26年度から平成29年度までに226人増加すると見込み、伸び率は9.9%となっています。 40歳から64歳までの第2号被保険者を除く認定率は、平成26年度17.3%から平成29年度は18.4%に増加すると見込まれます。	(2)要介護・要支援認定者数の推移 平成29年9月末における性別・年齢別被保険者数に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、将来見込まれる性別・年齢別被保険者数に乗じることにより、認定者数の将来動向を推計しました。 認定者数は平成29年度から平成32年度までに308人増加すると見込み、伸び率は12.3%となっています。 40歳から64歳までの第2号被保険者を除く認定率は、平成29年度17.9%から平成32年度は19.8%に増加すると見込まれます。
(3)高齢者の状況 ①見守り・介護の状況 ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より） 一般高齢者の見守りについては、「配偶者」が44.9%で最も多く、子どもや親族も含め身内による安否確認が約65%となっています。 1人暮らしの人については、「別居の子」25.0%、「別居の親族」12.5%など身内による安否確認が約4割ですが、「近所の人」など身内以外の安否確認が約24%とその割合は多くなっています。 イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より） 居宅サービス利用者の主な介護者は、「子ども」が25.6%と最も多く、次いで「配偶者」が23.1%、「介護サービスのヘルパーなど」が11.6%となっています。 主な介護者の年齢は、「65歳未満」が42.6%と最も多くなっていますが、65歳以上の介護者の割合は約47%、75歳以上の介護者の割合が約20%と、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合も高くなっています。 主な介護者の健康状態は、おおむね健康が約49%となっていますが、約40%が「健康に不安がある」「病気や障害がある」となっています。 1人暮らしの人の介護者については、「介護サービスのヘルパーなど」が19.0%、「介護者がいない」が16.7%となっていますが、「子ども」など親族による介護が約36%となっています。 ②健康維持・介護予防の取組状況（一般高齢者アンケート調査より） 一般高齢者が健康のために気を付けていることについては、「食事に気を付けている」が76.3%と最も多く、次いで「睡眠を十分にとっている」54.7%、「散歩や身体を動かす」54.1%となっていますが、他の「健康診断などを定期的に受けている」	(3)高齢者の状況 ①介護者の状況（在宅介護実態調査より） 要支援・要介護認定を受けている方の主な介護者は、「子」が45.2%と最も多く、次いで「配偶者」が37.8%となっています。また、主な介護者の性別は、「女性」が74.5%と高く、主な介護者の年齢は、「60代」が35.1%と最も多くなっており、60歳以上の介護者の割合は70.2%、70歳以上の介護者の割合は35.1%となっていることから、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合が高い状況です。 主な介護者が行っている介護の内容として、「掃除・洗濯・買物等の家事」が87.7%と最も多く、次いで「外出の付き添い・送迎等」と「食事の準備」が67.9%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が66.8%となっており、生活援助の割合が高くなっています。 介護離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が91.2%であるものの、転職を含めた離職をされた方が3.4%に及んでいます。 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護については、「認知症状への対応」が最も多く28.0%となっており、次いで「外出の付き添い、送迎等」が18.3%となっている一方で、「不安に感じていることは特にない」も18.3%となっています。 ②介護サービスの利用状況（在宅介護実態調査より） 要支援・要介護認定を受けている方の介護保険サービスの利用状況について、「利用していない」が25.3%となっており、その理由として「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が43.1%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
「規則的な生活を心がけている」「ストレスをためないように生活している」「歯の健康に気をつけている」の割合も比較的高く、健康に気遣って生活されていると考えられます。 一般高齢者が元気であり続けるため、また、介護予防のために取り組んでいることについては、無回答を除き、「健康診断の受診」が28.8%、「ウォーキング」が27.5%と割合が高く、また、今後取り組みたいことについては、「認知症予防教室」が22.5%、「健康診断の受診」が17.7%と高くなっています。 ③要介護（要支援）の原因（居宅サービス利用者アンケート調査より） 居宅サービス利用者が要介護状態になった原因は、無回答を除き、「認知症」が15.7%と最も多く、次いで「脳血管疾患」、「高齢による衰弱」「転倒・骨折」となっています。 ④生きがいづくり ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より） 一般高齢者が「生きがいを感じることに」については、「趣味の活動」が28.8%と最も多く、次いで「家庭菜園」26.6%、「テレビやラジオの視聴」「知人や友人との食事や買い物・交流」25.6%となっています。 「今後やってみたいこと」については、「特になし」が23.1%と最も多く、「旅行」22.5%、「家庭菜園」15.2%となっていますが、「生きがいを感じていること」と比べ、「町内会や老人クラブ活動」「ボランティア活動」の地域での活動に取り組んでみたいという人の割合が高くなっています。また、「特になし」「無回答」が5割を超えています。 一般高齢者のこの一年間の地域活動への参加状況については、「参加したものはなし」が53.8%と最も多く、地域活動の中で最も割合が多いのは「地域の生活環境の改善（美化）活動」の16.5%となっています。 イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より） 居宅サービス利用者が生きがいを感じることにについては、「テレビやラジオの視聴」が27.3%と最も多く、次いで、「家族や親族とのふれあい」が19.0%、「友人や知人との食事や買い物・交流」が17.4%となっています。 また、今後やってみたいことについては、「特になし」が30.6%と最も多く、次いで「家庭菜園」が13.2%、「テレビやラジオの視聴」が11.6%となっています。 ⑤介護サービスに対する意向 ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より） 一般高齢者が介護を受けることになったときに望む生活については、住まいとして自宅と施設で分けた場合、「自宅での生活」が34.8%、「施設や病院などに入所・入院」は39.9%となっています。また、「自宅で介護保険などの公的サービスを利用」が30.1%、「介護保険の施設に入所」が18.4%、「介護付き有料老人ホームやグループホームに入居」が7.9%と、介護保険の利用を合計で56%の人が望んでいます。	希望がない」が29.3%、「家族が介護をするため必要ない」が12.1%となっています。 ③くらしの状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より） 高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるかについては、どの年代においても「ふつう」が半数を上回っていますが、一方で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると34.3%となり、約3人に1人の方が経済的に苦しいと感じている状況となっています。 健康状態については、どの年代においても「まあよい」が最も多くなっていますが、年齢が高くなるにつれて「あまりよくない」が増加し、特に85歳以上の方では約3人に1人の方があまり良くないと感じている状況となっています。 どの程度幸せかと感じるかについては、10点満点評価で点数が高い方が幸せと感じているとしたときに、「4～7点」が47.7%、「8点以上」が46.2%となっています。 生きがいがあるかについては、全体の7割程度の方が「生きがいあり」と回答しています。 ④社会参加について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より） 高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の社会参加状況について、各種団体やグループ等への参加頻度について、週1回以上については「収入のある仕事」が16.9%、次いで、「趣味関係のグループ」が14.9%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が11.9%となっています。 住民有志による地域づくり活動への参加意向については、年齢とともに「参加したくない」が増加していますが、参加意向の方は59.5%と約3人に2人の方は参加を肯定的に感じている状況となっています。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より） <u>居宅サービス利用者が今後介護サービスを受けたい場所については、約5割の人が「自宅」で受けたいと回答しています。次いで「老人ホームなどの施設」が26.4%となっています。</u> ⑥介護サービスに対する満足度 ア 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より） <u>居宅介護サービスの利用状況の上位3つは、「通所介護」が51.3%、「福祉用具貸与」が39.6%、「訪問介護」が38.9%となっています。満足度については、利用されている人のほとんどが満足されていると考えられます。</u> イ 施設サービス利用者（施設サービス利用者アンケート調査より） <u>施設サービス利用者が入所している施設の満足度については、「満足している」が合計で72.5%で、「不満である」の17.2%を大きく上回っています。</u> ⑦認知症高齢者の状況 <u>認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が平成23年3月末から約250人増加し、平成26年3月末1,385人となっており、高齢者数に占める割合、介護認定者数に占める割合がともに増加しています。</u> ⑧介護事業所の従業員の状況（サービス事業者アンケート調査より） <u>介護職員、看護職員、事務職の半数以上は、非正規職員・非常勤職員となっています。</u> <u>離職者を勤務年数別に見ますと、雇用形態に関わらず1年末満の離職は4割程度、3年末満で6割程度と、早期に離職する割合が高いと言えます。</u> ⑨介護事業所のサービスの状況（サービス事業者アンケート調査より） <u>「居宅介護支援」「訪問看護」「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入所者生活介護」は、「常にフル稼働」が過半数となっており、「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入所者生活介護」については、利用のニーズが高く満床に近い状態になっていると考えられます。</u>	<u>地域づくり活動の運営側としての参加意向については、「参加したくない」が半数を上回っていますが、一方で参加意向の方は33.9%と約3人に1人の方は運営側としての参加を肯定的に感じている状況となっています。</u> ⑤認知症高齢者の状況 <u>認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が平成29年3月末で1,637人となっており、平成26年3月末から約250人増加しています。また、認知症高齢者数は、今後も増加傾向となっており、平成37年には認知症自立度Ⅱ以上の方は2,027人に到達すると見込まれます。</u> ⑥介護サービス事業所の従業員の状況（事業者アンケート調査より） <u>介護サービス事業所における管理者・ケアマネジャー・看護職員・福祉用具販売等は正規職員が半数を上回っており、介護職員は非正規職員・非常勤職員が半数を上回っています。</u> <u>ケアマネジャーと介護職員の採用・離職の状況では、採用者数を離職者数が上回る結果となっていますが、一方で介護職員の職種を見ますと、正規職員が増加している傾向が伺えます。</u> <u>また、勤務年数別に見ますと非正規職員・非常勤職員の離職者は、3年末満の早期に離職する割合が高い状況となっています。</u> ⑦介護サービス事業所のサービス提供状況（事業者アンケート調査より） <u>居宅系のサービスについては、「提供能力にまだ余裕がある」が半数を上回っている状況となっていますが、入所施設については、「常にほぼフル稼働の状態である」との回答の割合が高く、特に「介護老人福祉施設」・「介護老人保健施設」については、利用のニーズが高く、満床の状態になっていると考えられます。（「特定施設入居者生活介護」及び「介護老人保健施設」は、アンケート調査実施後において、新規で事業所が開設され大幅に増床されています。）</u>
第3章 計画の基本理念と基本方針 1 計画の基本理念 <u>地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進し、持続可能性のある介護保険制度を維持していくため、次のとおり基本理念を定めます。</u>	第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表 1 計画の基本理念 <u>本計画においては、団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（平成37年）を見据え、第6期計画から進めている「地域包括ケアシステムの構築」という目標を継承し、そ</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
＜基本理念＞ 市民の介護予防意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。 2 基本方針と取組の方向性 計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本方針と取組の方向性を設定します。 (1) <u>介護予防と生活支援サービスの充実</u> ■基本方針 <u>高齢者が健康で活動的な生活を営むことのできるように、介護予防や生活支援サービスを充実します。</u> ■取組の方向性 ① <u>介護認定者の割合が高い後期高齢者人口の増加が見込まれる中で、将来的に介護保険制度を維持するため、要介護認定には至らない高齢者も含め介護予防の取組を強化し、介護認定率の伸びの抑制を図ります。</u> ② <u>高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、専門的な介護サービスに加え、地域ボランティアや団体など多様な主体による生活支援サービスの提供を推進します。</u> ③ <u>介護が必要な状態になっても、高齢者が自立して生活を送ることができるように、生活行為の改善に対する指導・支援を推進します。</u> ④ <u>高齢者自らの健康意識の向上と、高齢期になる前の生活習慣病予防・介護予防に向けた健康づくりを推進します。</u> ⑤ <u>家族介護者の負担を軽減するため、家族介護者支援対策を推進します。</u> (2) <u>地域生活支援体制の整備</u> ■基本方針 ① <u>市民に身近な介護の相談機関、地域包括ケアシステム実現の推進機関として、地域包括支援センターを充実します。</u> ② <u>多様な生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域資源を活用・発掘し、地域のサービス提供体制を整備します。</u> ③ <u>高齢者の生きがいづくり、介護予防のため、生活支援サービスの担い手として、高齢者の参加を推進します。</u> ④ <u>高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の関係機関が連携した地域の支えあい・見守り活動を推進します。</u> (3) <u>地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組</u> ■基本方針 <u>介護と医療の両方が必要となる高齢者の増加を踏まえ、在宅医療・介護の連携を</u>	<u>の実現に向けた様々な施策の深化・推進を目指して、次のとおり基本理念を定めます。</u> ＜基本理念＞ 市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。 2 基本方針 計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定します。 (1) <u>自立支援、介護予防等の推進</u> ■基本方針 <u>高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。</u> (2) <u>地域生活支援体制の整備</u> ■基本方針 <u>高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
推進するとともに、認知症の予防と早期発見、状態に応じた適切な対応を促進します。 ■取組の方向性 ①医療機能の分化推進の動きを踏まえ、在宅医療・介護の連携を推進し、在宅療養支援を充実します。 ②認知症の早期発見、早期対応を図る体制を強化するとともに、認知症予防、認知症高齢者が安心して暮らせる取組を充実します。 (4)高齢者の住まいの確保 ■基本方針 高齢者のニーズに応じて<u>高齢者向け住まいが適切に提供される環境の確保</u>に努めます。 ■取組の方向性 <u>高齢者向け住まいを確保するため、市営住宅の高齢者対応の建替や老朽化した緑寿園の建替の整備を推進するとともに、民間の高齢者向け賃貸住宅の普及を推進します。</u> (5)社会参加と交流の推進 ■基本方針 高齢者が生きがいをもって<u>安心して健康的な暮らしを送る</u>ことができるように、高齢者の社会参加を促進します。 ■取組の方向性 <u>高齢期になっても、生きがいを感じ充実した生活を送れるよう、仲間づくり、世代間交流、生涯学習、地域活動に取り組める環境づくりを推進します。</u> (6)介護サービス・介護予防サービスの充実 ■基本方針 住み慣れた地域で生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。 ■取組の方向性 <u>認知症高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスや居宅介護サービスなど在宅サービスの充実を図ります。</u>	(3)高齢者の住まいの確保 ■基本方針 高齢者のニーズに応じた<u>住まいが適切に提供されるよう</u>に努めます。 (4)社会参加と交流の推進 ■基本方針 高齢者が生きがいをもって<u>いきいきと暮らす</u>ことができるように、高齢者の社会参加を促進します。 (5)介護サービス・介護予防サービスの充実 ■基本方針 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。 3 重点目標 本計画においては、計画の基本理念を実現するための5つの基本方針に則り、「地域包括ケアシステムの構築」の実現に向けた取組を進めます。また、そのうえで本計画における優先課題として、次の取組を重点目標とし推進します。 【第7期計画における重点目標】

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第2部 高齢者保健福祉計画 第1章 介護予防と生活支援サービスの充実 1 介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険制度の改正により、要支援者に提供されていた訪問介護、通所介護が「介護予防給付」から「地域支援事業」の「介護予防事業」に移行され、「<u>新しい介護予防・日常生活支援総合事業</u>」として実施されることになりました。 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の実情に応じて、地域資源を活用し要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行うことが可能になるものであり、<u>次のような準備・対応をしながら、平成29年4月までのできるだけ早い時期からの実施に向けて取り組みます。</u> (1)介護予防・生活支援サービス事業 ①介護予防・生活支援サービスの実施(新規) 【実施内容】 地域の実情に応じて、既存の介護事業所に加え、住民などの多様な主体の参画による多様な介護予防・生活支援サービスの充実を目指す国の方針を踏まえ、<u>市内関係者による協議体を組織し、既存の介護給付事業や介護予防事業などを基に、滝川市における訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスのサービス類型や内容について検討するとともに、国のサービスに関する基準や単価の考え</u>	・「<u>自立支援・重度化防止等の介護予防の取組の推進</u>」 ・「<u>住民主体による地域における支え合いの仕組みの整備</u>」 ・「<u>介護保険料の抑制による市民負担の軽減</u>」 ※第6期計画において重点的に取組を行ってきた「在宅医療・介護連携の推進」、<u>「認知症施策の推進」の施策についても、引き続き取組を推進し、より一層の充実を図ります。</u> 4 評価・公表 <u>平成29年における介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは、本計画により実施する自立支援や介護予防等の取組、介護給付費の適正化に関する施策などについて、目標の達成状況についての分析等を行い、その実績を評価することとなりました。このような実績評価の実施により計画の適切な進行管理に努めます。</u> <u>また、実績評価の結果については、市民の皆様に公表するよう努めます。</u> 第2部 高齢者保健福祉計画 第1章 <u>自立支援、介護予防等の推進</u> 1 介護予防・日常生活支援総合事業 平成27年における介護保険制度の改正により、<u>要支援1・2の認定を受けた方（要支援者）</u>に提供されていた「訪問介護」と「通所介護」が「介護予防給付」から「地域支援事業」の新しい「<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>」に移行されました。 <u>この介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成され、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の認定を受けた方か、基本チェックリストによる判定で要支援者に相当する状態の方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が、「一般介護予防事業」は、65歳以上の全ての高齢者が対象となります。</u> 「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の実情に応じて、地域資源を活用し要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行うことが可能になるものであり、平成29年4月までにすべての市町村が移行することとされました。（※滝川市においては、平成28年3月1日移行） (1)介護予防・生活支援サービス事業 ①介護予防・生活支援サービスの実施 【実施内容】 地域の実情に応じて、高齢者の自立支援や介護予防につなげるための多様な介護予防・生活支援サービスを実施します。平成28年3月1日の「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行時点において、滝川市が実施しているサービスは次のとおりです。 ・訪問型サービス～滝川市訪問介護相当サービス（従来の介護予防訪問介護相

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
<u>方を踏まえ介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を作成し、平成29年4月までのできるだけ早い時期に介護予防・生活支援サービス事業を実施します。</u> ②介護予防ケアマネジメントの実施(新規) 【実施内容】 窓口での相談や介護予防事業へ参加された要支援者に相当する状態の方（<u>介護予防・生活支援サービス事業対象者</u>）に対し、基本チェックリストを用いて介護予防ケアマネジメントを実施し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスなど必要なサービスを提供します。 ③介護予防事業の実施 【事業概要】 <u>65歳以上の要介護認定を受けていない二次予防事業対象者となる高齢者を対象に、滝川ふれ愛の里において、通所介護予防事業として温泉教室を実施し、週1回、入浴・血圧測定・健康チェック・百歳体操・ミニ講座（栄養・歯科・転倒防止等）のほか、年4～6回程度食事も含めた季節の行事を実施しています。</u> <u>参加者の多くは継続参加し、要支援者とあまり差のない参加者もあり、介護予防の習慣化、要介護認定への移行防止に役立っています。</u> 【計 画】 <u>「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の内容が構築されるまでの間、従来の「介護予防事業」として実施します。</u> 閉じこもりや介護予防のため、週1回の有効な外出機会として、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、参加者の交流促進を図ります。 (2)一般介護予防事業 ①介護予防把握事業 【事業概要】 保健・医療・福祉の関係部門と連携し、次のような機会を活用して、基本チェックリストを用いて介護予防が必要と思われる高齢者の健康状態などを把握し、地域体操教室や温泉教室、歯科検診・相談、栄養相談や料理教室の紹介などを行っています。 ・75歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者の訪問調査（毎年調査対象地区を設定し計画的に実施） ・介護予防講座や温泉健康セミナーなどの参加者 ・本人や家族からの窓口や電話での相談 ・主治医や民生委員など関係機関や地域からの提供情報	<u>当のサービス）</u> <u>・通所型サービス～滝川市通所介護相当サービス（従来の介護予防通所介護相当のサービス）、滝川市通所型サービスA（温泉教室）</u> <u>介護予防・生活支援サービスは、従来の介護予防給付のサービスと異なり、市町村の裁量により、運営や単価などの基準を定めることが可能であるため、地域の関係者により構成する協議体を組織しての検討や、市内事業者など関係団体等からの意見等を踏まえて、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。</u> ②介護予防ケアマネジメントの実施 【実施内容】 窓口での相談や一般介護予防事業へ参加された要支援者に相当する状態の方に対し、基本チェックリストを用いて介護予防ケアマネジメントを実施し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスなど必要なサービスを提供します。 ③<u>通所型サービスA（温泉教室）</u>の実施 【事業概要】 <u>居宅において支援を受ける要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象に、滝川ふれ愛の里において、通所型サービスAの事業として、温泉教室を実施し、週1回、入浴・血圧測定・健康チェック・百歳体操・ミニ講座（栄養・歯科・転倒防止等）のほか、年4～6回程度食事も含めた季節の行事を実施しています。</u> 【計 画】 閉じこもりや介護予防のため、週1回の有効な外出機会として、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、参加者の交流促進を図ります。 (2)一般介護予防事業 ①介護予防把握事業 【事業概要】 保健・医療・福祉の関係部門と連携し、次のような機会を活用して、基本チェックリストを用いて介護予防が必要と思われる高齢者の健康状態などを把握し、地域体操教室や温泉教室、歯科検診・相談、栄養相談や料理教室の紹介などを行っています。 ・75歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者の訪問調査（毎年調査対象地区を設定し計画的に実施） ・介護予防講座や温泉健康セミナーなどの参加者 ・本人や家族からの窓口や電話での相談 ・主治医や民生委員など関係機関や地域からの提供情報

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
・要介護認定における非該当者の情報 【計 画】 介護予防が必要と思われる高齢者の実態を把握するために、引き続き、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて情報収集に努めるとともに、<u>把握した情報を介護予防事業への参加指導のほか、介護予防講座の内容など介護予防事業の企画に活用します。</u> ②介護予防普及啓発事業 ア 介護予防講座 【事業概要】 介護予防に関する知識や情報を提供し、日常生活の機能向上、介護予防意識の向上を図るため、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防講座を実施しています。 【計 画】 より一層の市民の介護予防意識の向上を図るため、多くの市民が参加しやすいように、小学校区単位で開催するほか、<u>町内会など地域と調整し、地域が求めるテーマ（認知症予防、認知症サポーター養成、介護保険制度の理解、膝痛や転倒予防等の知識講座など）の設定や、百歳体操と組み合わせて開催するなど、実施効果と魅力アップに努めます。</u> <u>また、民間の運動教室と連携し、その健康づくりや運動指導のノウハウを生かし、運動による健康づくりが継続されるように、介護予防講座の充実を図ります。</u> イ 温泉健康セミナー 【事業概要】 閉じこもり予防と入浴等で健康を維持するため、65歳以上の高齢者を対象に、滝川ふれ愛の里において、健康セミナーを実施しています。 【計 画】 高齢者の外出機会として有効な取組であり、セミナーを継続します。 ウ 料理作りのつどい 【事業概要】 低栄養状態の予防、自立した日常生活を推進するため、65歳以上の高齢者を対象に、<u>滝川市食生活改善推進協議会と連携し、「料理作りのつどい」を実施し</u>	・要介護認定における非該当者の情報 【計 画】 介護予防が必要と思われる高齢者の実態を把握するために、引き続き、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて情報収集に努めます。 <u>また、閉じこもりは高齢者の寝たきりを引き起こす原因と位置付けられていることから、把握した情報を活用し、一般介護予防事業への参加指導に役立てます。</u> ②介護予防普及啓発事業 ア 介護予防講座 【事業概要】 介護予防に関する知識や情報を提供し、日常生活の機能向上、介護予防意識の向上を図るため、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防講座を実施しています。 【計 画】 より一層の市民の介護予防意識の向上を図るため、多くの市民が参加しやすいように、小学校区単位で開催するほか、地域が求めるテーマ（認知症予防、認知症サポーター養成、介護保険制度の理解、<u>口腔ケア、低栄養予防、膝痛・転倒予防等の知識講座など</u>）の設定や、いきいき百歳体操と組み合わせて開催するなど、実施効果を高めるとともに魅力アップに努めます。 イ <u>運動チャレンジ教室（生涯げんき教室）</u> 【事業概要】 <u>運動による体力づくり、転倒予防などの介護予防を促進するため、65歳以上の高齢者を対象に、民間の温水プールを活用した水中運動や、自宅で継続可能な運動の技術的な指導を実施しています。</u> 【計 画】 <u>足腰への負担がかかりにくい水中運動という特徴を生かすとともに、専門の指導者により効果的に高齢者の運動による健康づくりを促進します。</u> ウ 温泉健康セミナー 【事業概要】 閉じこもり予防と入浴等で健康を維持するため、65歳以上の高齢者を対象に、滝川ふれ愛の里において、健康セミナーを実施しています。 【計 画】 高齢者の外出機会を増やす有効な取組として、セミナーを継続して開催します。 <u>また、75歳以上の参加者が増加していることから、年齢層に応じた食生活や運動の仕方など、健康維持のための支援も実施します。</u> エ 料理作りのつどい 【事業概要】 低栄養状態の予防、自立した日常生活を推進するため、65歳以上の高齢者を対象に、料理作りのつどいや<u>地域料理教室</u>を実施しています。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
ています。 【計 画】 多くの市民が参加しやすいように地域別の「地域料理教室」を開催し<u>充実するとともに、地域の食生活改善推進員の協力を得て、特に一人暮らしの男性高齢者など対象者の掘り起しを行うなど、地域の主体的な取組になるように推進します。</u> エ 高齢者巡回口腔ケア教室 【事業概要】 健康維持と介護予防において重要な口腔機能を低下させないために、市内老人クラブ等を<u>年1回巡回し、口腔内観察、健康講話、口腔ケアの実践</u>などを行っています。 【計 画】 口腔ケアが<u>重要であることの普及啓発に努め、適切な口腔ケアの習慣づけ、歯周病・根面虫歯の予防を図ります。</u> ③地域介護予防活動支援事業 ア 地域体操教室 【事業概要】 介護予防の普及を図るため、「いきいき百歳体操サポーター養成講座」を修了したサポーター（ボランティア）が中心となり、町内会などと協力し「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操」を運営実施しています。 <u>開催地区は年々拡大し、18か所に増えています。</u>	【計 画】 多くの市民が参加しやすいように、定期的に開催する「料理作りのつどい」のほか、<u>地域別に「地域料理教室」を開催し、事業の充実を図ります。</u> また、参加者同士の交流促進や、献立作成、買い物、調理等による脳の活性化の促進、毎日10品目の食品群を摂取することを目標とした「テイク10」の実践者拡大など、<u>多様な視点から実施効果を高める取組を推進します。</u> オ 高齢者口腔ケア教室 【事業概要】 健康維持と介護予防において重要な口腔機能を低下させないために、市内老人クラブ等を<u>対象に、口腔内観察、健康講話、口腔ケアなどを行っています。</u> 【計 画】 口腔ケアの重要性について普及啓発に努め、適切な口腔ケアの習慣づけや、<u>口腔機能の低下・誤嚥性肺炎の予防を図ります。</u> また、<u>介護する側になった場合や災害等緊急時の口腔ケアなど、参加者の関心に応じた事業の実施に努めます。</u> カ 老人クラブ巡回相談 【事業概要】 <u>身近な場所で看護師による専門的な健康相談を受ける機会を創出して高齢者の健康予防を支援するため、看護師による定期的な老人クラブ巡回を実施し、健康相談、血圧測定、健康講話などを行っています。</u> 【計 画】 <u>定期的な健康相談、血圧測定等の実施により、高齢者の状態の変化を早期発見し、早期対応を図ります。</u> また、<u>滝川市立病院や健康づくり課、地域包括支援センター等の連携による包括的・継続的な対応の実施に努めます。</u> ③地域介護予防活動支援事業 ア 地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業 【事業概要】 地域における介護予防拠点・住民主体の通いの場として、「いきいき百歳体操サポーター養成講座」を修了したサポーター（ボランティア）が中心となり、町内会、老人クラブなどと協力して、<u>いきいき百歳体操（運動機能向上）、かみかみ百歳体操（口腔機能向上）、しゃきしゃき百歳体操（認知機能低下予防）などの介護予防活動や茶話会などの住民同士の交流活動等の取組を行う地域体操教室「いきいき百歳体操教室」の運営支援を実施しています。</u> また、他の地域の「いきいき百歳体操教室」のサポーター・参加者との交流や、<u>介護予防の重要性について理解を深めることなどを目的として、年1回いきいき百歳体操交流大会を開催し、90歳以上の参加者の表彰や知識・技術の向上のための講演等を実施しています。</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
【計 画】 地域体操教室は、<u>参加者同士で交流しながら、集団での運動を通じて介護予防と健康づくりの効果を高める有効な取組であり、引き続き各地域のサポーターと連携し、参加者の拡大に努めます。</u> また、これまで未実施の花月町、大町、黄金町西、二の坂町、朝日町東、一の坂町東の各地区や、開催箇所の少ない江部乙地区での開催を働きかけ、25か所を目標に開催地区を拡大するとともに、<u>認知症予防メニュー（歩行、人と会う、対話、音読等）も併せて実施し、実施効果を高めます。</u> 各開催地区のネットワークの充実と技術向上を図るため、引き続き百歳体操交流大会を年1回開催します。 イ いきいき百歳体操サポーター養成講座 【事業概要】 地域体操教室の運営を行う「いきいき百歳体操サポーター」を養成するため、介護予防の知識向上や体操の実技などの研修を行う養成講座を実施しています。 また、サポーターのレベルアップを図るため、スキルアップ研修を行っているほか、市内介護事業所職員を対象に、<u>関係機関での運動メニューの拡大と、百歳体操参加者が介護サービス利用後も運動を継続できるように、関係機関からの要請を受けて隔年で事業所研修会を実施しています。</u> 【計 画】 <u>サポーター養成講座、サポータースキルアップ研修、介護事業所職員研修会を実施し、いきいき百歳体操サポーターを充実します。特に、地域体操教室の開催地区拡大の取組を踏まえ、サポーター養成講座延修了者数250人、サポーター50人増を目指します。</u> ウ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援） 【事業概要】	【計 画】 地域体操教室は、<u>週1回程度の運動を継続的に行うことで、高い介護予防効果につながる取組であると同時に、運営の中心となるサポーターにとっても自身の介護予防・社会参加につながる取組であることから、平成29年度から実施している「支えあい・いきいきポイント事業」との連携や市の支援体制の強化等を図り、開催地区の拡大や参加者数の増加に努めるとともに、市内事業者等の協力により、介護サービス事業所等における要介護状態等の重度化防止に向けた取組の充実に努めます。</u> 各開催地区のネットワークの充実と知識・技術の向上を図るため、引き続きいきいき百歳体操交流大会を開催します。 また、茶話会などの住民同士の交流活動等の取組を促進し、<u>地域における支えあいにつながる住民主体の通いの場としての機能を高めるための支援に努めます。</u> イ いきいき百歳体操サポーター養成講座 【事業概要】 地域体操教室の運営を行う「いきいき百歳体操サポーター」を養成するため、介護予防の知識向上や体操の実技などの研修を行う養成講座を実施しています。 また、サポーターのレベルアップを図るため、スキルアップ研修等を行っているほか、市内介護サービス事業所等の職員を対象に、運動メニューの拡大と、<u>百歳体操参加者が介護サービス等の利用後においても運動を継続できるように、研修会を実施しています。</u> 【計 画】 <u>引き続きサポーター養成講座等を実施し、いきいき百歳体操サポーターを充実します。特に、地域体操教室の開催地区拡大の取組を踏まえ、計画的なサポーター養成に努めます。</u> ウ <u>支えあい・いきいきポイント事業</u> 【事業概要】 <u>高齢者の社会参加活動と介護予防活動を通じた地域における介護予防の推進を図るため、ボランティア活動を行った方や地域体操教室の参加者に対して、活動に応じたポイントを付与し、元気カードポイント、図書カード等による還元を行う事業を実施しています。</u> 【計 画】 <u>地域体操教室及び滝川市社会福祉協議会（滝川市ボランティアセンター）と連携し、介護予防の推進や地域における支えあいの担い手となるボランティアの育成促進につなげる事業の推進に努めます。</u> エ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援） 【事業概要】

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
高齢者の外出機会の拡大と社会参加活動を促進し、高齢者の生きがいつくりと健康の維持・増進に資するため、老人クラブが行う道路や公園、公共施設等の花壇づくりや草刈り、清掃等の環境整備活動に対し支援しています。 【計 画】 <u>町内会や民生委員の連携・</u>協力を得て、参加クラブの拡大に向け事業を推進します。 エ 自立支援短期宿泊事業 【事業概要】 65歳以上の要支援、要介護認定を受けていない高齢者で、生活の改善や体調の調整のため一時的に施設入所が必要な方に対し、短期間（最大7日間）の施設入所を支援しています。 【計 画】 家族の負担軽減や緊急時における一時的な施設入所の対応が必要な方にサービスが提供できるよう、<u>二次予防事業対象者や民生委員、町内会などへの周知に努めます。</u> オ 自立支援指導員派遣事業 【事業概要】 <u>65歳以上の要支援、要介護認定を受けていない高齢者で、退院後の生活支援、要介護認定の判定待ち期間の生活支援などで日常生活の支援・指導が必要な方に対し、週2時間、原則1か月間以内の範囲で、生活管理指導員（ホームヘルパー）の派遣を支援しています。</u> 【計 画】 退院後の生活支援、要介護認定の判定待ち期間の生活支援など、一時的な疾患や体調不良等で家事援助が必要になった場合などで必要な方にサービスが提供できるよう、<u>民生委員、町内会、介護事業所等へ制度の周知徹底を行います。</u> ④一般介護予防事業評価事業 【実施内容】 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価を実施します。 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業(新規) 【実施内容】 脳卒中や骨折などの急性期や回復期、閉じこもりや虚弱など高齢者の状態に合わせた自立支援、介護予防を強化するため、医療機関のリハビリ専門職との連携などリハビリ専門職の体制を強化し、リハビリ専門職が関与する<u>下記</u>の取組を推進し、介護サービスからの卒業や自立を支援します。 ア 地域ケア会議やサービス担当者会議への関与 地域ケア会議やサービス担当者会議に参加し、日常生活に支障のある生活行為の要因、改善方法など介護予防ケアマネジメントに対するアドバイスを	高齢者の外出機会の拡大と社会参加活動を促進し、高齢者の生きがいつくりと健康の維持・増進に資するため、老人クラブが行う道路や公園、公共施設等の花壇づくりや草刈り、清掃等の環境整備活動に対し支援しています。 【計 画】 <u>滝川市老人クラブ連合会や各単位老人クラブの</u>協力を得て、参加クラブの拡大に向け事業を推進します。 オ 自立支援短期宿泊事業 【事業概要】 65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者で、生活の改善や体調の調整のため一時的に施設入所が必要な方に対し、短期間（最大7日間）の施設入所を支援しています。 【計 画】 家族の負担軽減や緊急時における一時的な施設入所の対応が必要な方にサービスが提供できるよう、<u>町内会、民生委員等との連携を図るとともに、市民への周知に努めます。</u> ④一般介護予防事業評価事業 【実施内容】 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価を実施します。 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 【実施内容】 脳卒中や骨折などの急性期や回復期、閉じこもりや虚弱など高齢者の状態に合わせた自立支援、介護予防、<u>要介護状態等の軽減・重度化防止</u>を強化するため、医療機関のリハビリ専門職との連携などリハビリ専門職の体制を強化し、リハビリ専門職が関与する<u>次</u>の取組を推進し、介護サービスからの卒業や自立を支援します。 ア 地域ケア会議やサービス担当者会議への関与 地域ケア会議やサービス担当者会議に参加し、日常生活に支障のある生活行為の要因、改善方法など介護予防ケアマネジメントに対するアドバイスを

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
ます。 イ 住民<u>運営</u>の通いの場への関与 住民主体の<u>百歳体操会場</u>を訪問し、運動法や認知症予防の指導、世話役に対する指導などを行い、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場づくりを支援します。 ウ 通所や訪問 介護事業所などからの依頼や相談により高齢者世帯への家庭訪問を行い、本人・家族・関係介護職などに対し、生活改善のための運動プログラムの提案、動きやすい住環境の調整などの助言等を行います。 2 健康づくりによる介護予防の推進 (1)障がい者等歯科保健医療サービス推進事業 【事業概要】 心身に障がいがあり、歯科治療や歯科指導を受けることが困難な方に対し、口腔機能の維持・向上を図るため、介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携、滝川市歯科医会の協力のもと、口腔状況や生活状況などの実態調査、口腔衛生指導、歯科検診を実施しています。 【計 画】 今後も介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、滝川市歯科医会の協力を得ながら<u>訪問口腔衛生指導等</u>を継続するとともに、口腔ケアへの理解を<u>深めてもらうため、より一層の普及啓発に努めます。</u> (2)生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育 【事業概要】 生活習慣病や要介護状態等の予防、健康づくりの知識の普及を図るため、青壮年期からの健康の保持・増進を目的として、各種健康教育事業を実施しています。 【計 画】 特に青壮年期の生活習慣の改善が将来の介護予防へとつながっていくため、生活習慣病予防講座や企業への健康教育を増やし、青壮年期の健康意識の普及啓発を行います。 (3)生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導 【事業概要】 健康相談や健康診査などにより発見された療養上の保健指導が必要な高齢者やその家族を訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持・増進を図っています。 【計 画】 生活習慣病の予防を中心に個々の生活環境に応じた生活習慣の改善や日常生活の工夫とともに、他の保健・医療・福祉サービスや<u>地域の社会資源の活用</u>などを指導	ます。 イ 住民<u>主体</u>の通いの場への関与 <u>地域体操教室会場などの</u>住民主体の<u>通いの場</u>を訪問し、運動法や認知症予防の指導、世話役に対する指導などを行い、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場づくりを支援します。 ウ 通所や訪問への関与 <u>介護サービス事業所</u>などからの依頼や相談により高齢者世帯への家庭訪問を行い、本人・家族・関係介護職などに対し、生活改善のための運動プログラムの提案、動きやすい住環境の調整などの助言等を行います。 2 健康づくりによる介護予防の推進 (1)障がい者等歯科保健医療サービス推進事業 【事業概要】 心身に障がいがあり、歯科治療や歯科指導を受けることが困難な方に対し、口腔機能の維持・向上を図るため、介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携、滝川市歯科医会の協力のもと、口腔状況や生活状況などの実態調査、口腔衛生指導、歯科検診を実施しています。 【計 画】 今後も介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、滝川市歯科医会の協力を得ながら<u>実態調査、口腔衛生指導等</u>を継続するとともに、口腔ケアへの理解の<u>ための普及啓発に努めます。</u> (2)生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育 【事業概要】 生活習慣病や要介護状態等の予防、健康づくりの知識の普及を図るため、青壮年期からの健康の保持・増進を目的として、各種健康教育事業を実施しています。 【計 画】 特に青壮年期の生活習慣の改善が将来の介護予防へとつながっていくため、生活習慣病予防講座や企業への健康教育を増やし、青壮年期の健康意識の普及啓発を行います。 (3)生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導 【事業概要】 健康相談や健康診査などにより発見された療養上の保健指導が必要な高齢者やその家族を訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持・増進を図っています。 【計 画】 生活習慣病の予防を中心に個々の生活環境に応じた生活習慣の改善や日常生活の工夫とともに、他の保健・医療・福祉サービス、<u>地域の社会資源の活用</u>などを指導

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
し、健康の保持・増進、介護予防や生活の質の向上を図ります。 3 その他の生活支援事業 (1)独居老人友愛訪問サービス事業 【事業概要】 65歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、乳酸菌飲料を配達し、安否確認を<u>行っ</u>ています。 【計 画】 乳酸菌飲料を配達する訪問員が安否確認し、必要に応じて話し相手となることにより、<u>不安感の解消や異変を感じ取ることが可能となるなど有効な事業であり</u>、今後さらに高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、事業者の協力を得て事業を継続します。 (2)食の自立支援事業（配食サービス） 【事業概要】 65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、夕食を配達し、安否確認とともに栄養改善を図っています。 【計 画】 食生活の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し安否確認とともに、<u>栄養バランスの取れた食事を提供できる有効な事業であり</u>、今後も事業を継続します。 (3)福祉除雪ヘルパーサービス事業 【事業概要】 冬期間の在宅生活を安心して過ごせるように、自宅から300m以内に扶養親族のいない65歳以上の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）、重度身体障がい者世帯の希望世帯に対し、福祉除雪ヘルパー事業者を派遣し、概ね10cm以上の降雪時に玄関前及び通路部分を1m幅で除雪を行っています。（市内に扶養親族がいない対象世帯に対しては、年1回、窓・ベランダ・屋根の除雪も実施可能） また、除雪活動が困難な高齢者世帯等に対し町内会等の地域団体が行う除雪活動を支援するため、希望する地域団体に小型除雪機を無償で貸与する「コミュニティ除雪事業」を実施しています。（1シーズン6団体以内） 【計 画】 冬期間の在宅生活を安心して過ごせるよう<u>継続して実施し、積極的なPRに努めます。</u> (4)緊急通報システム整備事業 【事業概要】	し、健康の保持・増進、介護予防や生活の質の向上を図ります。 3 その他の生活支援事業 (1)独居老人友愛訪問サービス事業 【事業概要】 65歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、乳酸菌飲料を配達し、安否確認等を実施して<u>います。</u> 【計 画】 乳酸菌飲料を配達する訪問員が安否確認を行う異変の早期発見に対して有効な事業であり、今後さらに高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、事業者の協力を得て事業を継続します。 (2)食の自立支援事業（配食サービス） 【事業概要】 65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、夕食を配達し、安否確認とともに栄養改善を図っています。 【計 画】 食生活の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し安否確認を<u>行う</u>とともに、<u>栄養バランスの取れた食事を提供するため</u>、今後も事業を継続します。 (3)福祉除雪ヘルパーサービス事業 【事業概要】 冬期間の在宅生活を安心して過ごせるように、自宅から300m以内に扶養親族のいない65歳以上の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）、重度身体障がい者世帯の希望世帯に対し、福祉除雪ヘルパー事業者を派遣し、概ね10cm以上の降雪時に玄関前及び通路部分を1m幅で除雪を行っています。（市内に扶養親族がいない対象世帯に対しては、年1回、窓・ベランダ・屋根の除雪も実施可能） また、除雪活動が困難な高齢者世帯等に対し町内会等の地域団体が行う除雪活動を支援するため、希望する地域団体に小型除雪機を無償で貸与する「コミュニティ除雪事業」を実施しています。 【計 画】 除雪が困難な高齢者等に冬期間の在宅生活を安心して過ごしていただくため、<u>今後も事業を継続します。</u> (4)緊急通報システム整備事業 【事業概要】

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
身体が虚弱な65歳以上の高齢者世帯又は高齢者夫婦世帯(どちらかが60歳以上は可)の希望世帯に対し、本体機器の<u>押しボタン</u>や身に付けたペンダントを押すだけで消防署に通報するシステムを貸与しています。 【計 画】 <u>虚弱な高齢者が万一に備え、在宅生活を安心して過ごせるようサービスを継続して実施し、さらに積極的なPRに努めます。</u> (5)救急医療情報キット配付事業 【事業概要】 65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、万一の救急時に備え冷蔵庫に貼り<u>つける</u>、かかりつけの病院や持病、服薬内容、緊急連絡先などの情報を記入する用紙と専用のケースからなる救急医療情報キットを配付しています。 【計 画】 社会福祉協議会や町内会、民生委員、介護事業所と連携し、新たに対象者となる方への配付、高齢者世帯の設置状況の確認、既に配付している方の<u>情報更新の徹底</u>に努めます。 (6)老人福祉電話貸与事業 【事業概要】 緊急時の連絡手段を確保するため、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者世帯(どちらかが60歳以上は可)の希望世帯に対し、電話加入権を貸与しています。 【計 画】 携帯電話の普及により新規利用者は見込めませんが、緊急時の連絡手段の確保のため、事業を継続します。 (7)敬老特別乗車証事業 【事業概要】 高齢者の外出機会拡大や交通弱者支援等を目的として、75歳以上の高齢者の希望者に対し、北海道中央バス、<u>空知中央バスの市内路線の乗車料金が100円で乗車できるパス</u>を交付しています。 【計 画】 敬老特別乗車証の利用実態把握に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を維持できるように事業を継続します。また、高齢者の外出支援策について引き続き検討していきます。 (8)老人特定目的住宅安否確認事業 【事業概要】 老人特定目的住宅の見晴団地に入居している高齢者世帯に対し、朝夕の安否確認	身体が虚弱な65歳以上の高齢者<u>単身世帯</u>又は高齢者夫婦世帯(どちらかが60歳以上は可)の希望世帯に対し、本体機器や身に付けたペンダントの<u>ボタン</u>を押すだけで消防署に通報するシステムを貸与しています。 【計 画】 <u>身体が虚弱な高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。</u> (5)救急医療情報キット配付事業 【事業概要】 65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、万一の救急時に備え冷蔵庫に貼り<u>付ける</u>、かかりつけの病院や持病、服薬内容、緊急連絡先などの情報を記入する用紙と専用のケースからなる救急医療情報キットを配付しています。 【計 画】 <u>滝川市社会福祉協議会や町内会、民生委員、介護サービス事業所と連携し、新たに対象者となる方への配付、高齢者世帯の設置状況の確認、既に配付している方の情報更新等</u>に努めます。 (6)老人福祉電話貸与事業 【事業概要】 緊急時の連絡手段を確保するため、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯(どちらかが60歳以上は可)の希望世帯に対し、電話加入権を貸与しています。 【計 画】 携帯電話の普及により新規利用者は見込めませんが、<u>家族や知人との交流手段・緊急時の連絡手段の確保のため、今後も事業を継続します。</u> (7)敬老特別乗車証事業 【事業概要】 高齢者の外出機会拡大や交通弱者支援等を目的として、75歳以上の高齢者の希望者に対し、北海道中央バス<u>及び空知中央バスの市内路線の乗車料金が100円となる乗車証</u>を交付しています。 【計 画】 敬老特別乗車証の利用実態把握に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を維持できるように事業を継続します。また、高齢者の外出支援策について引き続き検討していきます。 (8)老人特定目的住宅安否確認事業 【事業概要】 老人特定目的住宅の見晴団地に入居している高齢者世帯に対し、朝夕の安否確認

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
や緊急時の対応のサービスを提供しています。 【計 画】 安心して<u>生活が送れるよう</u>事業を継続します。 (9)はいかい高齢者等位置探索システム助成事業 【事業概要】 65歳以上ではいかひの心配のある高齢者又は介護者が安心して生活が送れるように、位置を確認するためのシステムに係る初期費用の一部を助成しています。 【計 画】 安心して<u>生活が送れるようサービスを継続して実施し、さらに積極的なPRに努めます。</u> (10)自立支援用具購入費等給付事業 【事業概要】 要介護認定の結果が「非該当」と判定された方のうち、転倒の危険性が高い方が福祉用具の購入や住宅改修を行う場合に、総費用額の7割（上限5万円）を給付しています。 【計 画】 安心して<u>生活が送れるよう</u>事業を継続します。 (11)一時帰宅支援費給付事業 【事業概要】 介護保険施設に入所又は医療機関に入院している要介護認定者等が在宅復帰に向けて外泊する際に、年間10万円を上限に福祉用具や医療用具の貸与、訪問介護の給付を行っています。 【計 画】 安心して<u>生活が送れるよう</u>事業を継続します。 4 家族介護者への支援の充実 (1)家族介護者のつどい 【事業概要】 介護者の心身のリフレッシュを図り、介護負担の軽減に繋がるよう、年間3回程度、「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」などと連携し、介護者を対象にした「<u>家族介護者のつどい</u>」を開催しています。 【計 画】	や緊急時の対応のサービスを提供しています。 【計 画】 <u>高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。</u> (9)はいかい高齢者等位置探索システム助成事業 【事業概要】 65歳以上ではいかひの心配のある高齢者又は介護者が安心して生活が送れるように、<u>GPS等により位置を確認するためのシステム</u>に係る初期費用の一部を助成しています。 【計 画】 <u>高齢者や介護者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。</u> <u>また、より本人の携帯を促す新機種等の情報収集に努め、徘徊高齢者等SOSネットワークの登録者、関係者等への情報提供に努めます。</u> (10)自立支援用具購入費等給付事業 【事業概要】 要介護認定等の結果が「非該当」と判定された方のうち、転倒の危険性が高い方が福祉用具の購入や住宅改修を行う場合に、総費用額の7割（上限5万円）を給付しています。 【計 画】 <u>高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。</u> (11)一時帰宅支援費給付事業 【事業概要】 介護保険施設に入所又は医療機関に入院している要介護認定者等が在宅復帰に向けて外泊する際に、年間10万円を上限に福祉用具や医療用具の貸与、訪問介護の給付を行っています。 【計 画】 <u>高齢者の在宅復帰を促進するとともに、安心した在宅生活につなげるため、介護サービス事業所や医療機関と連携を図り、今後も事業を継続します。</u> 4 家族介護者への支援の充実 (1)介護者サロン 【事業概要】 介護者の心身のリフレッシュを図り、介護負担の軽減に繋がるよう、年間3回程度、「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」などと連携し、介護者を対象にした「<u>介護者サロン</u>」を開催しています。 【計 画】

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
参加者の拡大に向けて、「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」など関係団体と連携し、介護者の意向も踏まえ、内容の充実に努めます。 (2) 家族介護用品支給事業 【事業概要】 市内に住所を有し、現に居住する要介護度3以上の認定を受けた排尿・排便全介助の要介護者を在宅で介護し、事業の利用を希望する家族等に対し、1枚1,000円相当額のおむつ用品の購入券を年間60枚交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。 【計 画】 <u>在宅生活を安心して過ごせるよう継続して実施し、積極的なPRに努めます。</u> (3) リフト付きタクシー等利用料助成事業 【事業概要】 市内に住所を有し、要介護度3以上の認定を受けた寝たきり又は歩行困難な方でストレッチャーや車いすによる移動を必要とする、<u>事業の利用を希望する方</u>に対し、リフト付きタクシー等を利用して医療機関へ通院する際の利用料金の支払いができる助成券を年間30,000円相当分交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。 【計 画】 <u>在宅生活を安心して過ごせるよう継続して実施し、積極的なPRに努めます。</u>	参加者の拡大に向けて、「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」など関係団体と連携し、介護者の意向も踏まえ、内容の充実に努めます。 (2) 家族介護用品支給事業 【事業概要】 市内に住所を有し、現に居住する要介護度3以上の認定を受けた排尿・排便全介助の要介護者を在宅で介護し、事業の利用を希望する家族等に対し、1枚1,000円相当額のおむつ用品の購入券を年間60枚交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。 【計 画】 <u>要介護者の在宅生活を支える介護者を支援するため、今後も事業を継続するとともに、積極的なPRに努めます。</u> (3) リフト付きタクシー等利用料助成事業 【事業概要】 市内に住所を有し、要介護度3以上の認定を受けた寝たきり又は歩行困難な方で、ストレッチャーや車いすによる移動を必要とする希望者に対し、リフト付きタクシー等を利用して医療機関等へ通う際の利用料金の助成券を年間30,000円相当分交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。 【計 画】 <u>寝たきり等で移動が困難な高齢者の在宅生活を支援するため、今後も事業を継続するとともに、積極的なPRに努めます。</u>
第2章 地域生活支援体制の整備 1 地域包括支援センターによる支援 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関として、設置されました。 <u>介護保険制度の改正により、認知症施策、在宅医療・介護の連携施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進などが新たに包括的支援事業に位置づけられました。</u> これらの事業を効果的に推進するため、地域包括支援センターと関係機関等との連携体制の構築を推進し、地域包括支援センターの体制の強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、次の取組を行います。 また、地域包括支援センター運営協議会と連携し、地域包括支援センターの運営について定期的に点検・評価を行い、取組の質の向上に努めます。	第2章 地域生活支援体制の整備 1 地域包括支援センターによる支援 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関として、設置されました。 <u>平成27年度から大きく変化した介護保険制度の改正により、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などが新たに包括的支援事業に位置付けられました。</u> これらの事業を効果的に推進するため、地域包括支援センターと関係機関等との連携体制の構築を推進し、地域包括支援センターの体制の強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して送ることができるように、次の取組を行います。 また、地域包括支援センター運営協議会と連携し、地域包括支援センターの運営について定期的に点検・評価を行い、取組の質の向上に努めます。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(1)介護予防ケアマネジメント 【実施内容】 要支援１・２の対象者や要介護・要支援状態になるおそれのある虚弱な高齢者を早期に発見し、個々の高齢者が自立した生活を目指して適切な介護予防サービス等が提供されるよう、生活状態に応じて<u>包括的かつ継続したマネジメント</u>を行います。 具体的には、対象となる高齢者に対し、基本チェックリストなどを用いてアセスメント（課題分析）を行い、ケアプラン（介護予防サービス計画）を作成し、サービス担当者会議において定期的にサービスのモニタリングを行い評価し、再アセスメントに基づき新たにケアプランを作成しサービスのモニタリングを行うといったことを継続し、予防効果を高めます。 (2)総合相談・支援 【実施内容】 介護保険サービスはもとより、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の総合的な支援を行います。 窓口相談のみならず、民生委員・児童委員や町内会など地域関係者とネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境について、計画的に個別訪問による実態調査を行い、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるよう継続的・専門的相談支援を行います。 (3)権利擁護 【実施内容】 成年後見制度については、市民や地域関係者からの相談に対して個々のケースに合わせた情報提供を行うとともに、<u>身寄りがいない等の場合は市長が申し立て</u>を行います。 また、認知症の方など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域の身近な立場で支援を行う「<u>市民後見人</u>」を育成するため、平成26年度の「<u>市民後見人養成講座</u>」の修了者に対しフォローアップ研修を実施し、<u>市民後見人として活躍可能な人材の確保に努めるとともに、市民後見人の相談・育成を行う「(仮称)成年後見センター」を設置</u>します。 高齢者の尊厳を守るため、<u>高齢者虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束・虐待等の廃止に向けて、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」会議や個別ケア会議、関係機関、介護事業者等と連携を図り、高齢者の生活維持に努めます。</u>	(1)介護予防ケアマネジメント 【実施内容】 要支援１・２の対象者や要介護・要支援状態になるおそれのある虚弱な高齢者を早期に発見し、個々の高齢者が自立した日常生活を目指して適切な介護予防サービス等が提供されるよう、生活状態に応じた<u>包括的かつ継続したマネジメント</u>を行います。 具体的には、対象となる高齢者に対し、基本チェックリストなどを用いてアセスメント（課題分析）を行い、ケアプラン（介護予防サービス計画・<u>介護予防ケアマネジメント</u>）を作成し、サービス担当者会議において定期的にサービスのモニタリングを行い評価し、再アセスメントに基づき新たにケアプランを作成しサービスのモニタリングを行うといったことを継続し、予防効果を高めます。 (2)総合相談・支援 【事業概要】 介護保険サービスはもとより、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや、<u>関係機関等並びに制度の利用につなげるなどの総合的な支援を行っています。</u> 窓口相談のみならず、民生委員や町内会など地域関係者とネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境等について、計画的に個別訪問等による実態調査を行い、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるよう継続的・専門的相談支援を行っています。 【計 画】 <u>高齢者やその家族、民生委員、町内会などの関係機関・団体等からより信頼される地域包括支援センターを目指して、同センターの役割等のPRに努めます。</u> <u>個別訪問等による実態調査の実施により、必要なサービスにつながっていない高齢者の早期発見に努め、関係者等との連携・調整を含めた総合的な支援を行います。</u> (3)権利擁護 【事業概要】 成年後見制度については、市民や地域関係者からの相談に対して個々のケースに合わせた情報提供を行うとともに、市長申立て、<u>親族等申立て費用助成、後見人等報酬の扶助などの支援を行っています。</u> また、<u>法人後見事業を実施している滝川市社会福祉協議会（生活あんしんサポートセンター）に委託し、認知症の方など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、成年後見制度の普及啓発、相談支援等の事業を実施するほか、地域の身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成を行い、不足する後見人等として活躍可能な人材の確保に努めます。</u> 高齢者の尊厳を守るため、<u>高齢者虐待の防止や早期発見、施設における身体拘束等の廃止に向けて、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」会議や個別ケア会議、関係機関、介護事業者等と連携を図り、高齢者の生活維持に努めます。</u> 【計 画】

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援 【実施内容】 事業所ネットワーク会議や研修会などを通じ、主治医や介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など多職種の連携支援とともに、地域における個々の介護支援専門員に対する個別指導や相談、困難事例への指導・助言、医療機関を含む関係機関や様々な社会資源との連携・協働などを推進し、包括的・継続的なケアマネジメントの支援体制の構築を推進します。 (5)地域ケア会議の推進(新規) 【実施内容】 医療、介護等の多職種の参加のもと個別の困難事例の検討を通じて、その解決とともに、地域に共通した課題を明確にし、その解決に必要な支援策や基盤整備などに結び付けることを目的として、地域ケア会議を開催します。 地域ケア個別会議を毎月開催するほか、個別会議で蓄積された地域課題等<u>を検討するため定期的に地域ケア推進会議を開催します。</u>	認知症高齢者の増加に対応して、滝川市社会福祉協議会、成年後見人等の関係者等との連携、成年後見制度の活用を必要とする高齢者やその家族への支援、「市民後見人」の養成等の取組を推進します。 「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」や、関係機関、介護事業者等との連携により虐待の防止や早期発見、施設における身体拘束等の廃止に努めます。 (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援 【事業概要】 事業所ネットワーク会議や研修会などを通じ、主治医や介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等<u>の多職種の連携支援を行うとともに</u>、個々の介護支援専門員に対する個別指導や相談、困難事例への指導・助言の実施、医療機関を含む関係機関や様々な社会資源との連携・協働などを推進し、包括的・継続的なケアマネジメントの支援体制の構築を推進しています。 【計 画】 <u>高齢化の進展や高齢者を取り巻く問題の複雑化等に対応して、多職種の連携の強化を図るとともに、業務増大による負担増が顕著となっている介護支援専門員への支援を充実します。</u> (5)地域ケア会議の推進 【事業概要】 医療、介護等の多職種の参加のもと個別の困難事例の検討を通じて、その解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確にし、その解決に必要な支援策や基盤整備などに結び付けることを目的として、地域ケア会議を開催します。 【計 画】 地域ケア個別会議を毎月開催するほか、個別会議で蓄積された地域課題等の検討を行い、政策形成等につなげるための<u>地域ケア推進会議として地域包括支援センター運営協議会を位置付け、定期的</u>に開催します。 <u>2 在宅医療・介護連携の推進</u> <u>団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（平成37年）においては、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者の増加が見込まれており、そうした高齢者を地域で支え、医療機能分化の推進の動きに合わせながら、在宅医療・介護連携のための体制の充実を図るため、滝川市医師会をはじめとする関係団体等の協力を得て、次のとおり「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を進めていきます。</u> (1)地域の医療・介護の資源の把握 【事業概要】 <u>地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を把握し、リスト又はマップを作成し、活用しています。</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	<u>【計 画】</u> <u>平成28年度において市内全戸配布した「高齢者お助けかわら版」を活用し、市民周知や地域の医療・介護関係者等との情報共有に努めます。</u> <u>引き続き、地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の把握に努めます。</u> <u>(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</u> <u>【事業概要】</u> <u>地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>地域の医療・介護関係者等により構成する「滝川市在宅医療介護連携推進会議」において、事例検討等を行う中で、課題・ニーズの抽出・共有を行い、連携を推進します。</u> <u>高齢者が薬の飲み残し等について、薬剤師へ相談しやすい環境を整備するため、医療・介護関係者が連携して、平成30年度から残薬バック運動（ブラウンバック運動）を実施します。</u> <u>(3)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進</u> <u>【事業概要】</u> <u>地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>病院と介護サービス事業所等の連携による入退院時の連携や、北海道の補助事業を活用して滝川市医師会が実施する在宅医療提供体制強化事業など、地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら、引き続き取組を推進します。</u> <u>(4)医療・介護関係者の情報共有の支援</u> <u>【事業概要】</u> <u>情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者等の間における情報共有の支援を行っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>高齢者の状態の変化等に応じた速やかな情報共有を行うため作成した入退院時情報提供書の活用を推進します。</u> <u>また、他地域で用いられている情報共有ツールについての調査・分析を行い、市内での活用について検討します。</u> <u>(5)在宅医療・介護連携に関する相談支援</u> <u>【事業概要】</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	<u>地域の在宅医療・介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、在宅医療・介護サービスに関する相談の受付、退院の際の地域の医療・介護関係者等の連携の調整、患者等の要望を踏まえた地域の医療機関・介護サービス事業所等の相互の紹介などを行っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>相談窓口として位置付けた滝川市地域包括支援センター及び滝川市立病院地域医療室について周知の徹底を図り、活用を促進します。</u> <u>(6)医療・介護関係者の研修</u> <u>【事業概要】</u> <u>多職種でのグループワーク等の研修、地域の医療関係者への介護に関する研修会、介護関係者への医療に関する研修会等を行っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>多職種の業務の現状や専門性、役割等を把握し、医療関係者・介護関係者が介護・医療についての知識を深め、相互理解の上でさらなる連携を図るため、滝川市医師会等の関係団体の協力を得ながら、各種研修会等を行います。</u> <u>(7)地域住民への普及啓発</u> <u>【事業概要】</u> <u>在宅医療・介護に関する講演会の開催や、パンフレットの作成・配布等により、市民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>高齢者が在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、また、適切な在宅療養を継続するために重要な終末期ケアの在り方や在宅での看取りについての理解が進むよう、幅広い年齢層の市民に周知を行います。</u> <u>(8)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</u> <u>【事業概要】</u> <u>複数の関係市町が連携して、広域連携が必要な事項について協議を行っています。</u> <u>【計 画】</u> <u>滝川保健所の協力を得て、中空知管内の市町が集まる「中空知保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療領域検討会議」等の会議の場を活用し、広域連携のための協議を行います。</u> <u>3 認知症施策の推進</u> <u>(1)認知症予防</u> <u>①認知症予防の普及啓発事業（認知症予防講座）</u> <u>【事業概要】</u> <u>認知機能低下予防の考え方や日常生活で取り組みやすい効果的な認知機能低下</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	予防対策など認知症に関する知識の普及啓発を行うため、依頼に応じた出前講座等も含め認知症予防講座や講演会を開催しています。 【計 画】 9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせた認知症普及啓発月間におけるPRを実施するほか、人の集まる様々な場所を活用した認知症予防の普及啓発に努めます。 ②認知症予防事業 【事業概要】 認知症予防教室の全市的な展開を図るため、地域体操教室や介護予防講座の場などを活用し、日常生活の中で参加者が継続して取り組めるような認知症予防メニューを実施し、介護予防効果とともに認知症予防効果を高めるための取組を実施しています。 【計 画】 認知症高齢者の増加に備え、地域体操教室における「しゃきしゃき百歳体操」の実施や、認知症予防出前講座の場を活用した脳トレ体操の実施など、自宅でも簡単にできる効果的な取組を紹介し、日常的な認知症予防メニューの実施を促進します。 (2)認知症の早期発見と対応 ①認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進 【事業概要】 複数の専門職が認知症が疑われる方や認知症の方、その家族等に早期にかかわり、包括的・集中的に早期診断・早期対応のための支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の運営・活用により、認知症の方が自立した日常生活を送るための取組を推進しています。 ○チーム員構成 認知症サポート医（滝川市立病院精神神経科医師）、 認知症看護認定看護師（滝川市立病院看護師）、 保健師・社会福祉士・認知症地域支援推進員（地域包括支援センター職員）、 保険者職員（介護福祉課職員）、 その他（随時） 【計 画】 認知症初期段階において専門医等との連携による集中的な支援を行うことにより、認知症状の進行の抑制、家族等の負担軽減等に努めます。 認知症初期段階の人ほど発見が難しく、重度化して初めて相談・検討に至ることが多いことから、さらなる早期発見に努めます。 ②認知症地域支援推進員の活動の推進 【実施内容】 認知症の方がその状態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよ

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	<u>う各サービスの連携支援を行うとともに、地域の認知症支援体制を構築し認知症の方やその家族を支援する事業を実施する「認知症地域支援推進員」の活動を推進します。</u> <u>③物忘れ相談の推進</u> <u>【事業概要】</u> 老人クラブや地域体操教室、認知症カフェなどでアルツハイマー型認知症の早期発見がゲーム感覚で気軽にできる「物忘れ相談プログラム」を活用した早期発見・早期対応を推進し、より詳細な認知機能チェックが可能なプログラム（T-DAS）を活用した個別相談の実施につなげています。 <u>【計 画】</u> 早期発見・早期治療が重要な認知症について、人の集まる様々な場を活用した物忘れ相談プログラム体験の実施など、自覚症状の有無に関わらない認知機能チェックの実施を推進するとともに、認知機能低下がみられる方に対して早期に専門的な相談を実施する。 <u>(3)認知症になっても地域で安心して暮らせる取組</u> <u>①認知症ケアパスの普及</u> <u>【実施内容】</u> 認知症の人とその家族に、生活機能障がい の進行に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を提示する「滝川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」について、市民周知や地域の医療・介護関係者等との情報共有に努めます。 <u>②認知症サポーター養成事業</u> <u>【事業概要】</u> 「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成しています。 <u>【計 画】</u> 「認知症サポーター」とその養成講座の講師となる「キャラバンメイト」の養成を強化し、認知症の方やその家族に対する支援の充実に努めます。 キャラバンメイト講習の受講を介護サービス事業所等へ働きかけるなどキャラバンメイトの拡大とともに、各地域でのサポーター養成講座の開催や小中学生への受講PRなどにより、サポーターの養成に取り組みます。 <u>③滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業</u> <u>【事業概要】</u> 認知症高齢者の徘徊（はいかい）を早期発見し、事故を防止するため、関係機関等と連携し、連絡ネットワーク体制を構築しています。 <u>【計 画】</u> 徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワークのPRに努めるとともに、介護サービス事業所等と連携し、徘徊（はいかい）の危険のある高齢者等の早期の登

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
2 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (1)生活支援サービスの体制整備(新規) 【実施内容】 高齢者世帯や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による見守りや安否確認、<u>外出や家事などの生活支援サービスを提供していくことが求められます。</u> このため、社会福祉協議会、<u>民間企業、ボランティア、NPO、介護サービス事業者などの参画のもと、協議体を組織して、生活支援サービスの創出・充実に取り組むとともに、生活支援サービスを必要とする高齢者のニーズと地域資源との効果的な組み合わせや、元気な高齢者等にサービスの担い手として活躍していただく場の設定などを行うコーディネーターを配置し、サービス提供体制の整備を推進します。</u> (2)ボランティア活動の支援・推進体制の整備 【実施内容】 滝川市社会福祉協議会内に滝川市ボランティアセンターが設置され、ボランティアの人材発掘・育成、活動のあっせんや情報提供、研修会等の開催など、ボランティア活動推進の拠点として活動しています。 <u>生活支援や介護予防の担い手となるボランティアの確保に向けて、啓発活動のほか、介護保険制度や介護技術など高齢者の対応の研修を行い、人材育成に努めるとともに、ボランティアニーズに対しボランティアを的確に割振りできるように滝川市社会福祉協議会と連携して進めます。</u> (3)介護支援ボランティアポイント制度の導入(新規)	録を促進します。 ④認知症カフェ支援事業 【事業概要】 <u>認知症の方やその家族、地域住民、認知症に関する専門職などが、地域の身近な場所に集うことにより、認知症の方が楽しみながら参加できる場、利用者同士や専門職との交流・情報交換・相談を気軽に行う場の提供などにつなげる「認知症カフェ」の開設・運営を支援しています。</u> 【計 画】 <u>今後増加が見込まれる認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で地域住民の支えを得ながら、安心して暮らしていくことができるよう「認知症カフェ」の開設・運営のための支援を推進します。</u> <u>先進地事例の情報収集等を行い、各カフェ運営団体へ提供するなど、さらなる運営の充実に努めます。</u> 4 地域における支え合いの推進 (1)生活支援体制整備事業 【実施内容】 <u>高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加など、今後ますます様々な支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による外出や家事、見守りや安否確認などの介護予防・生活支援サービスを提供していくことが求められています。</u> このため、<u>地域住民や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、民間企業、介護サービス事業者などの参画のもと、「協議体」を組織して、介護予防・生活支援サービスの創出・充実に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源との効果的な組み合わせや、元気な高齢者等にサービスの担い手として活躍していただく場の設定などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。</u> (2)ボランティア活動の支援・推進体制の整備 【実施内容】 滝川市社会福祉協議会内に滝川市ボランティアセンターが設置され、ボランティアの人材発掘・育成、活動のあっせんや情報提供、研修会等の開催など、ボランティア活動推進の拠点として活動しています。 <u>ボランティア活動の促進は、自身の介護予防や社会参加、いきがづくりなどにもつながり、さらには今後予想される介護予防・生活支援サービスの担い手不足の緩和に対しても重要な取組であると考えられることから、滝川市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動の促進のための啓発活動や人材育成に努めるとともに、支えあい・いきいきポイント事業や生活支援体制整備事業などの地域における支え合いの促進につながる各種事業との連携を図り推進します。</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
【実施内容】 <u>元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として、ボランティア活動に取り組み、地域に貢献することを奨励するとともに、ボランティア活動や健康増進活動による高齢者の生きがいづくりや介護予防を図るため、「介護支援ボランティアポイント制度」を導入し、地域で支えあうまちづくりに推進します。</u> 3 地域支えあい・地域見守り活動の強化 (1) 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実 【事業概要】 高齢者等の虐待に対して迅速かつ適正な解決を図るとともに、虐待が発生しない地域づくりを推進するため、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」において、滝川市の現状や課題についての情報交換、高齢者等虐待防止のための研修会などを実施しています。 ◎「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」について ■目的 養護者による高齢者及び障がい者に対する虐待（以下「<u>高齢者・障がい者虐待</u>」という。）の防止、養護者による高齢者・障がい者虐待を受けた者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するための関係機関、民間団体等との連携及び協力を図る。 ■沿革 ・平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成20年3月に、関係機関17団体により「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」を設立。 ・平成24年「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」と一体化し、平成25年10月に「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」を設立。 ■構成 札幌法務局滝川支局、北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室、滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、一般社団法人滝川市医師会、滝川人権擁護委員協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、札幌司法書士会岩見沢支部、滝川市顧問弁護士、滝川地方消費者センター、滝川市障がい者虐待防止センター、滝川市保健福祉部（福祉課・介護福祉課・滝川市地域包括支援センター・健康づくり課）16機関・団体 事務局：滝川市地域包括支援センター 【計画】 高齢者等の虐待防止、早期発見につながるように、近所や地域住民への見守り、声掛けなどの周知徹底、高齢者見守り安心ネットワークとの連携強化を図ります。	(3) 地域見守り活動の推進 ① 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実 【事業概要】 高齢者等の虐待に対して迅速かつ適正な解決を図るとともに、虐待が発生しない地域づくりを推進するため、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」において、滝川市の現状や課題についての情報交換、高齢者等虐待防止のための研修会などを実施しています。 ◎「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」について ■目的 養護者による高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者・障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するための関係機関、民間団体等との連携及び協力を図る。 ■沿革 ・平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成20年3月に、関係機関17団体により「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」を設立。 ・平成24年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」と一体化し、平成25年10月に「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」を設立。 ■構成 札幌法務局滝川支局、北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室、滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、一般社団法人滝川市医師会、滝川人権擁護委員協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、札幌司法書士会岩見沢支部、滝川市顧問弁護士、滝川地方消費者センター、滝川市障がい者虐待防止センター、滝川市保健福祉部（福祉課・介護福祉課・滝川市地域包括支援センター・健康づくり課）15機関・団体 事務局：滝川市地域包括支援センター 【計画】 高齢者等の虐待防止、早期発見につながるように、近所や地域住民への見守り、声掛けなどの周知徹底、高齢者見守り安心ネットワークとの連携強化を図ります。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(2) 高齢者見守り安心ネットワーク事業の充実 【事業概要】 高齢者が住み慣れた地域で自立して生活を送ることができるように、既存の見守りサービスと合わせ、「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」の協力を得て、参加している企業・団体が日常生活や業務の中で高齢者の異変に気がついたときに、地域包括支援センターへ連絡・通報し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行う重層的な見守りを推進しています。 ◎「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」について ■目的 事業所、各種団体等及び関係行政機関が相互に連携を図り、地域において支援を要する高齢者の早期発見及び当該高齢者に対する必要な支援を行うことにより、高齢者の地域における安全で安心な生活環境を確保する。 ■組織 - 平成23年11月に発足 71の企業・団体が参加 協力事業所64事業所 北海道電力滝川営業所、燃料事業者、中空知広域水道企業団、配達可能な小売業者、配食サービス事業者、商店街団体、銀行、新聞店、タクシー会社、宅配事業者、エフエムなかそらち、生活支援事業者、コンビニ等 協力機関2機関 滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合 協力団体5団体 滝川市社会福祉協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、滝川市老人クラブ連合会 【計画】 今後も、協力企業・団体の拡大を図り、ネットワークを充実するとともに、会議や講演会の開催、見守り安心ネットワーク手引きの普及を進め、見守り意識の向上、通報の徹底に取り組みます。 (3) 高齢者見守り支援センター事業 【事業概要】 地域で暮らす高齢者の自立した生活を支える、重層的な見守りの取組として、65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、月曜日から土曜日まで1日1回の電話又は1年365日の通信端末機器による安否確認とともに、毎月1回訪問して生活状況を確認し、利用者に異常が認められる場合は、関係機関（市、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等）へ通報・連絡するサービスを行います。	②滝川市高齢者見守り安心ネットワークの充実 【事業概要】 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を<u>安心して</u>送ることができるように、既存の見守りサービスと合わせ、「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」の協力を得て、参加している企業・団体が日常生活や業務の中で高齢者の異変に気が付いたときに、地域包括支援センターへ連絡・通報し、<u>高齢者が必要とする</u>支援等を迅速かつ効果的に行う重層的な見守りを推進しています。 ◎「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」について ■目的 事業所、各種団体等及び関係行政機関が相互に連携を図り、地域において支援を要する高齢者の早期発見及び当該高齢者に対する必要な支援を行うことにより、高齢者の地域における安全で安心な生活環境を確保する。 ■組織 - 平成23年11月に発足 99の企業・団体が参加 協力事業所92事業所 北海道電力株式会社滝川営業所、燃料事業者、中空知広域水道企業団、配達可能な小売業者、配食サービス事業者、商店街団体、<u>日本郵便株式会社各郵便局</u>、銀行、新聞店、タクシー会社、宅配事業者、エフエムなかそらち、生活支援事業者、コンビニ等 協力機関2機関 滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合 協力団体5団体 社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、滝川市老人クラブ連合会 【計画】 今後も、協力企業・団体の拡大を図り、ネットワークを充実するとともに、会議や講演会の開催、見守り安心ネットワーク手引きの普及を進め、見守り意識の向上、通報の徹底に取り組みます。 ③高齢者見守り支援センター事業 【事業概要】 地域で暮らす高齢者の自立した日常生活を支える重層的な見守りの取組として、65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、月曜日から土曜日まで1日1回の電話や、1年365日の通信端末機器による安否確認とともに、毎月1回の訪問による生活状況の確認を行い、利用者に異常が認められる場合は、関係機関（市、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等）へ通報・連絡するサービスを行って

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
【計 画】 <u>事業を継続し、積極的なPRに努めるとともに、町内会・民生委員等とも連携のもと、人と接することが苦手な方、孤立している方などサービスが必要な方の掘り起しを行い、更なるより良い見守り支援の方法について検討します。</u> (4)地域福祉活動推進支援事業の推進 【事業概要】 支援が必要な高齢者等を地域で支えるために、自主的・積極的な地域福祉活動に取り組む市民団体やグループに対し、10万円を限度として事業費の1/2を滝川市社会福祉協議会を通じて助成します。 【計 画】 <u>地域福祉の推進、地域ぐるみでともに支え合う地域づくりを進めるため、事業を実施する団体に対して、継続的な支援に努めます。</u> (5)ふれあい電話 【事業概要】 75歳以上の単身高齢者世帯の希望世帯に対し、毎週月曜日から金曜日に安否確認や日常生活相談等のため、滝川市社会福祉協議会がボランティア団体及び個人ボランティアの協力を得て、電話をかけるサービスを行います。 【計 画】 単身高齢者の見守り、孤独感や不安の解消や異変の察知に効果的な事業であり、さらに高齢者に役立つ情報提供や各種サービスの紹介、悪質商法等の情報を提供できるよう滝川市社会福祉協議会との連携を強化します。	ます。 【計 画】 <u>滝川市社会福祉協議会、町内会、民生委員などの関係団体との連携により、サービスが必要な方の掘り起しを行い、さらなる事業の活用に努めます。</u> ④地域福祉活動推進支援事業 【事業概要】 支援が必要な高齢者等を地域で支えるために、自主的・積極的な地域福祉活動に取り組む市民団体やグループに対し、10万円を限度として事業費の1/2を滝川市社会福祉協議会を通じて助成しています。 【計 画】 <u>滝川市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみでともに支え合う自主的・積極的な地域づくりを進めるための事業の推進に努めます。</u> ⑤ふれあい電話 【事業概要】 75歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、毎週月曜日から金曜日に安否確認や日常生活相談等のため、滝川市社会福祉協議会がボランティア団体及び個人ボランティアの協力を得て、電話をかけるサービスを行っています。 【計 画】 高齢者単身世帯の見守り、孤独感や不安の解消、異変の察知などに効果的な事業であり、さらに高齢者に役立つ情報提供や各種サービスの紹介、悪質商法等の情報を提供できるよう滝川市社会福祉協議会との連携を強化します。
第3章 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組 1 在宅医療・介護連携の推進(新規) 【実施内容】 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支え、医療機能分化の推進の動きに併せながら、在宅医療・介護連携のための体制の充実を図るため、滝川市医師会等の協力を得て、次の「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を進めます。 ①地域の医療・介護の資源の把握 <u>地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を把握し、リスト又はマップを作成し、活用する。</u> ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 <u>地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行う。</u> ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 <u>地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的</u>	

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
に提供される体制の構築を目指した取り組みを行う。 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 <u>情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。</u> ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 <u>地域の在宅医療・介護の連携の支援する相談窓口の運営を行い、在宅医療・介護サービスに関する相談の受付、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整、患者等の要望を踏まえ地域の医療機関・介護事業者相互の紹介などを行う。</u> ⑥医療・介護関係者の研修 <u>多職種でのグループワーク等の研修、地域の医療関係者への介護に関する研修会、介護関係者への医療に関する研修会等を行う。</u> ⑦地域住民への普及啓発 <u>在宅医療・介護に関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、市民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。</u> ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 <u>複数の関係市区町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議を行う。</u> 2 認知症施策の推進 (1)認知症予防 ①認知症予防の普及啓発事業（認知症介護予防講座） <u>【事業概要】</u> <u>認知機能低下予防の考え方や日常生活で取り組みやすい効果的な認知機能低下予防対策など認知症に関する知識の普及啓発を行うため、依頼に応じた出前講座等も含め認知症介護予防講座や講演会を開催します。</u> <u>【計 画】</u> <u>認知症介護予防講座や講演会による普及啓発のほか、認知症に関する相談が増加していることから、認知機能低下を早期に発見するためのアセスメントツール※の導入を進め、訪問など早期対応を図ります。</u> ②認知症予防事業 <u>【実施内容】</u> <u>認知症予防教室の全市的な展開を図るため、地域交流の場にもなっている介護予防講座や地域体操教室を活用し、日常生活の中で参加者が継続して取り組めるような認知症予防メニュー（歩行、人と会う、対話、音読等）を実施し、介護予防効果とともに認知症予防効果を高めます。</u> (2)認知症の早期発見と対応 ①認知症初期集中支援チームの設置(新規) <u>【実施内容】</u> <u>認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を地域</u>	

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
<u>包括支援センターに設置し、早期診断・早期対応の支援体制の構築を推進します。</u> <u>支援チームにおいては、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートに取り組みます。</u> ②認知症地域支援推進員の配置(新規) <u>【実施内容】</u> <u>認知症疾患センターなど医療機関、介護サービス事業所、認知症サポーターなどの連携支援、物忘れ症状のある方やその家族等への専門的な相談・助言、医療機関へ受診や介護サービスの利用が困難な方への支援等を行うため、平成27年度に「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置します。</u> ③物忘れ発見プログラムの活用(新規) <u>【実施内容】</u> <u>アルツハイマー型認知症の早期発見を目的に、ゲーム感覚で気軽に評価ができる専用機器を導入し、高齢者の集まる場所などで活用し、早期発見・早期対応に努めます。</u> (3)認知症になっても地域で安心して暮らせる取組 ①認知症ケアパスの作成と普及(新規) <u>【実施内容】</u> <u>認知症の人とその家族に、生活機能障がい の進行に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を提示する「認知症ケアパス」を作成し、その普及に努めます。</u> ②認知症サポーター養成事業 <u>【事業概要】</u> <u>「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。</u> <u>【計 画】</u> <u>「認知症サポーター」とその養成講座の講師となる「キャラバンメイト」の養成を強化し、その人口割合を全国・全道の4%を目指します。</u> <u>キャラバンメイト講習の受講を介護事業所へ働きかけるなどキャラバンメイトの拡大とともに、各地域でのサポーター養成講座の開催や小中学生への受講PRなどにより、サポーターの養成に取り組みます。</u> ③滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業の推進 <u>【事業概要】</u> <u>認知症高齢者の徘徊（はいかい）を早期発見し、事故を防止するため、関係機関と連携し、連絡ネットワーク体制を構築しています。</u> <u>【計 画】</u> <u>今後、認知症高齢者数の増加が見込まれることを踏まえ、SOSネットワークのPRに努め、徘徊（はいかい）の危険のある高齢者等の早期の登録を推進します。</u>	

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
④認知症ケア向上推進事業(新規) 【実施内容】 病院・介護保険施設などの職員の認知症対応力を高める研修の実施のほか、「<u>認知症カフェ*</u>」を開設し、認知症の人や家族に対する支援などに取り組み、地域の認知症ケアの向上を推進します。 第4章 高齢者の住まいの確保 1 公営住宅の整備 【事業概要】 公営住宅については、高齢者世帯が多く居住する老朽化した団地の建替整備を推進し、平成8年に着手したみずほ団地や駅前の一部高齢者特定目的住宅のさかえ団地、また、現在整備中の東町団地まで完成した359戸は全て高齢者対応バリアフリー仕様となっており、今後も団地建替により計画的に高齢化対応住宅のストックの充実を図ることが必要です。 【計 画】 年間20戸程度の規模で、高齢者に対応した団地建替え事業を継続します。 2 民間住宅の整備促進 【事業概要】 市内における民間の高齢者向けの共同住宅は、サービス種別に下表のように充実していますが、今後の高齢者数の増加を踏まえ、身体機能の低下や安否確認などに対応した高齢者向け住宅、既存住宅のバリアフリー化など高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保することが重要です。 【計 画】 今後の高齢者数の増加を踏まえ、身体機能の低下や安否確認などに対応し、中心市街地における利便性の良い高齢者向け住宅、低所得者向けの高齢者向け住宅など、民間による一層の整備が期待されます。 また、滝川市住宅改修補助制度による既存住宅のバリアフリー化の整備、サービス付き高齢者向け住宅への転居に対する住み替え支援制度の活用を促進し、高齢者住まいの確保を支援します。 3 福祉施設の充実 (1)養護老人ホーム 【事業概要】 市内には昭和50年5月開設の「緑寿園」があり、低所得者で身寄りがないなど家族の援助を受けられない在宅生活が困難な方が入所しています。	第3章 高齢者の住まいの確保 1 公営住宅の整備 【事業概要】 公営住宅については、高齢者世帯が多く居住する老朽化した団地の建替整備を計画的に推進しています。 また、見晴団地、みずほ団地、銀川団地、駅前団地さかえの各団地に高齢者世帯向けの住宅を配置しているほか、多くの団地が手すり、エレベーター等の設置やバリアフリー化など、高齢者等の生活への配慮に対応した仕様となっており、計画的に高齢者の居住に対応した住宅の整備・充実を図っています。 【計 画】 引き続き、公営住宅の建替整備などにより、高齢者の生活に対応した住宅の計画的な整備・充実に努めます。 2 民間住宅等の整備 【事業概要】 市内における民間による高齢者世帯向けの住宅等は、次の表のとおりとなっています。 今後の高齢者数の増加を踏まえ、身体機能や認知機能の低下、安否確認などに対応した高齢者世帯向けの住宅等の整備を支援しています。 【計 画】 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなどの様々なサービスを受けることのできる住宅や、低所得者向けの住宅など、民間による各種高齢者世帯向けの住宅等の整備に対する支援を継続するなど、高齢者の住まいの確保を推進します。 3 養護老人ホーム 【事業概要】 市内には、昭和50年5月に滝川市が開設し、平成26年4月において滝川市社会福祉事業団への譲渡を行った後、平成29年7月に同事業団による建替整備が行われた

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
【計 画】 <u>平成26年度から施設の管理・運営を滝川市社会福祉事業団に移管しましたが、開設以来39年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度の完成・開所を目指し建替事業を進めるとともに、住み慣れた地域で生活が送れるように特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護サービスの充実に努めます。</u> (2)軽費老人ホーム（ケアハウス） <u>【事業概要】</u> <u>市内には昭和53年4月開設の軽費老人ホーム「緑寿園」と、平成10年10月に社会福祉法人秋桜会が開設した「ケアハウスメゾンふるーる」があり、60歳以上の方で身の回りのことはできるが、身体機能の低下等により独立しての生活に不安のある方が入所しています。</u> <u>【計 画】</u> <u>軽費老人ホーム「緑寿園」については、平成26年度から施設の管理・運営を滝川市社会福祉事業団に移管しましたが、開設以来36年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度の完成・開所を目指し建替事業を進めるとともに、住み慣れた地域で生活が送れるように特定施設入居者生活介護の指定を受け、新たに「ケアハウス」として介護サービスの充実に努めます。</u>	「滝川市養護老人ホーム緑寿園」があり、<u>老人福祉法による措置が必要とされる65歳以上で心身の状況や環境を総合的に勘案し在宅生活が困難な方が入所しています。</u> <u>【計 画】</u> <u>在宅生活が難しい高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすための重要な施設であることから、滝川市社会福祉事業団と連携しながら、必要とされる老人福祉法による措置を継続します。</u>
第5章 社会参加と交流の推進 1 高齢者の生きがいきづくり (1)老人クラブの活性化 <u>【事業概要】</u> <u>老人クラブ活動は昭和35年から始まり、現在27の単位老人クラブが、地域美化活動や奉仕活動、ボランティアや趣味の活動、レクリエーション等多様な活動に取り組み、単位老人クラブからなる滝川市老人クラブ連合会では、高齢者に外出を促すイベントなどを行っていますが、60代で現役で活躍されている方も少なくなく、新たな加入者が減少し、役員の成り手がいないことなどが原因で単位老人クラブ数は減少しています。</u> <u>【計 画】</u> <u>老人クラブの活動は、生きがいきづくりや健康増進、外出機会の創出等介護予防の観点からもますます重要となってくることから、組織や活動の在り方などについて検討し、老人クラブの活性化とともに、会員・団体の拡大に努めます。</u>	第4章 社会参加と交流の推進 1 高齢者の生きがいきづくり (1)老人クラブの活性化 <u>【事業概要】</u> <u>老人クラブ活動は昭和35年から始まり、現在23の単位老人クラブが、地域美化活動やボランティア活動、趣味やレクリエーション等の多様な活動に取り組んでおり、各単位老人クラブで組織される滝川市老人クラブ連合会においても、健康推進・交通安全・女性活動・奉仕活動などに関する取組を全市的に推進し、高齢者の健康づくり・生きがいきづくりなどに資する様々な活動に取り組んでいます。</u> <u>近年は、60代で現役で活躍されている方の増加などによる新たな加入者の減少や、こうした会員数の減少、役員の成り手の不在などによる単位老人クラブ数の減少が滝川市だけでなく全国的にも深刻な問題となっています。</u> <u>【計 画】</u> <u>老人クラブは、健康増進や生きがいきづくり、外出機会の創出など、介護予防の観点において重要な活動を行う団体であるばかりでなく、本市が目指している地域における支え合いの仕組みづくりを推進していく上でも中核的な存在となる団体の1つであると考えられることから、老人クラブの組織や活動の活性化を図る取組の支</u>

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(2)中央老人福祉センターの在り方の検討 【事業概要】 昭和57年4月に開設し、現在は滝川市老人クラブ連合会が指定管理者となり運営・管理を行い、高齢者の趣味と憩いの場、健康教育や健康相談等各種催し物の会場として利用されています。 センターに看護師を配置し、毎週火曜日の入浴日には利用者の血圧測定や健康指導を行っているほか、月1回市内の単位老人クラブ全てを訪問し、健康相談を実施しています。 【計 画】 開設以来30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、老人クラブの活性化方策や、滝川市公共施設マネジメント計画を踏まえ、センターの在り方について検討します。 (3)敬老事業の実施 【事業概要】 高齢者の長寿の祝福と敬老の意を表し、敬老事業実行委員会と連携し、88歳・100歳を迎える方に祝い状及び祝い品を贈呈します。 【計 画】 敬老事業実行委員会において、「敬老の意」を表する内容も含め、敬老事業の内容を検討します。 2 高齢者生涯学習の充実（福寿大学） 【事業概要】 福寿大学は、昭和50年4月に開始され、60歳以上の方を対象に「自己の豊かな経験や能力を活かし、健康の維持増進、趣味や教養の向上を図りながら、生きがいのある充実した生活を送ることを目指す」ことを目的として開講しています。 4つの分校で年間10回程度の講座を行い、高齢者の知的好奇心を満たし、生きがいづくりや健康・体力の維持増進に効果を上げているほか、学生で組織する自治会主体による研修旅行や大学祭の実施、文集の発行、また、市内小学校で昔遊び体験などの世代間の交流やボランティア活動も積極的に行っています。 【計 画】 今後の高学歴な高齢者の増加も踏まえ、学習内容の一層の多様化、高度化などの	援を推進します。 (2)中央老人福祉センターの在り方の検討 【事業概要】 中央老人福祉センターは、昭和57年4月に開設した公の施設であり、現在は滝川市老人クラブ連合会が指定管理者となり、高齢者の趣味と憩いの場、健康教育や各種催し物の会場として利用されているほか、高齢者の介護予防・健康増進のため看護師による入浴日における利用者の血圧測定や健康相談・指導などの事業を実施しています。 同センターは、平成28年度において「滝川市公共施設マネジメント計画」に基づき設置した「滝川市中央老人福祉センターのあり方を検討する市民会議」における議論の結果を踏まえ、滝川市老人クラブ連合会の協力を得ながら、その在り方についての検討を行っています。 【計 画】 引き続き、滝川市老人クラブ連合会の協力を得ながら、老人クラブの組織や活動の活性化を踏まえたセンターの在り方についての検討を進めます。 (3)敬老事業の実施 【事業概要】 敬老事業実行委員会を組織して、88歳・100歳を迎える方に祝い状及び祝い品を贈呈するなど、高齢者に対する長寿の祝福と敬老の意を表するための取組を行っています。 【計 画】 民生委員、市内小学校などの協力を得ながら、引き続き、高齢者に対する長寿の祝福と敬老の意を表するための取組を実施するとともに、敬老事業の取組について広く市民に周知を行い、「敬老」について考える機会づくりを推進します。 2 高齢者生涯学習の充実 【事業概要】 滝川生涯学習振興会により、平成30年度から60歳以上の方を対象とした「リブレーションいきいきカレッジ」事業が取り組まれます。同事業は、同世代の会員と交流しながら自己のスキルアップを図り、健康の維持増進、趣味や教養の向上を図りながら、生きがいのある生活を営むことを目的とした事業であり、本市における高齢者の生涯学習を推進するための取組として実施されます。 【計 画】 高齢者の生涯学習の充実を図るため、滝川市教育委員会により本事業の支援を行

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
<u>魅力アップと学生数の拡大に努めます。</u> 3 高齢者の積極的な社会参加の促進（滝川市シルバー人材センター） 【事業概要】 屋内外の一般軽作業、施設管理、サービス分野における補助作業等を提供し、地域における高齢者の就業の場の確保と就業促進、健康と生きがいづくりを図っています。 【計 画】 <u>団塊の世代が会員となる時期を迎えることを踏まえ、</u>高齢者の多様で豊富な経験や技能が生かせる機会の確保に向けて、高齢者がその能力を生かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し、生きがいを求める場として、滝川市シルバー人材センターの活動を支援します。 第6章 介護サービス・介護予防サービスの充実 1 居宅介護サービス（介護予防サービス） 【事業概要】 高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう<u>に</u>支援するために、次のとおり要介護者に対し居宅介護サービスを、要支援者に対し介護予防サービスを提供しています。 (1)訪問介護（介護予防訪問介護） ホームヘルパーが利用者宅を訪問して食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や炊事、掃除等の生活援助を行います。通称「ホームヘルプ」。 現在、市内では<u>7</u>事業所がサービスを提供しています。 (2)訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護） 浴槽を積んだ移動入浴車などで看護師や介護員が家庭を訪問して、入浴の介助を行います。 現在、市内では<u>2</u>事業所がサービスを提供しています。 (3)訪問看護（介護予防訪問看護） 看護師などが利用者宅を訪問し、主治医の指示による療養上の世話や必要な診療の補助を行います。 現在、市内では<u>医療機関4事業所と訪問看護ステーション1事業所</u>がサービスを提供しています。 (4)訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	<u>います。</u> 3 高齢者の積極的な社会参加の促進 【事業概要】 <u>滝川市シルバー人材センターにより、</u>屋内外の一般軽作業、施設管理、サービス分野における補助作業等を提供し、地域における高齢者の就業の場の確保と就業促進、健康と生きがいづくりを図っています。 【計 画】 高齢者の多様で豊富な経験や技能が生かせる機会の確保に向けて、高齢者がその能力を生かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し、生きがいを求める場として、滝川市シルバー人材センターの活動を支援します。 第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実 1 居宅介護サービス（介護予防サービス） 【事業概要】 高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援するために、次のとおり要介護者に対し居宅介護サービスを、要支援者に対し介護予防サービスを提供しています。 (1)訪問介護 ホームヘルパーが利用者宅を訪問して食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や炊事、掃除等の生活援助を行います。通称「ホームヘルプ」。 現在、市内では<u>9</u>事業所がサービスを提供しています。 (2)訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護） 浴槽を積んだ移動入浴車などで看護師や介護員が家庭を訪問して、入浴の介助を行います。 現在、市内では<u>1</u>事業所がサービスを提供しています。 (3)訪問看護（介護予防訪問看護） 看護師などが利用者宅を訪問し、主治医の指示による療養上の世話や必要な診療の補助を行います。 現在、市内では<u>5</u>事業所がサービスを提供しています。 (4)訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
現在、市内では<u>1</u>事業所がサービスを提供しています。 (5)居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、必要な指導を行うことにより、在宅で安心して療養できるよう支援します。 (6)通所介護（介護予防通所介護） デイサービスセンター等で食事、入浴などの日常生活上のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。<u>利用者数が最も多いサービスです。</u>通称「デイサービス」。 現在、市内では<u>10</u>事業所がサービスを提供しています。 (7)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 介護老人保健施設、医療機関等の施設で、理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を図ります。通称「デイケア」。 現在、市内では<u>2</u>事業所がサービスを提供しています。 (8)短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 介護老人福祉施設等に一時的に短期間入所し（連続30日まで）、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、世話等を行います。通称「ショートステイ」。 現在、市内では<u>1</u>事業所がサービスを提供しています。 (9)短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 介護老人保健施設等に一時的に短期間入所し（連続30日まで）、医学的管理下のもとに介護、機能訓練等のほか、必要な医療や日常生活上の支援、世話を行います。通称「ショートステイ」。 現在、市内では<u>1</u>事業所がサービスを提供しています。 (10)特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護） 有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者等に、食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の支援を行います。 現在、市内では<u>3</u>事業所がサービスを提供しています。 (11)福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与） いすやベッド等の日常生活上の便宜を図る福祉用具を貸与します。 現在、市内では<u>3</u>事業所がサービスを提供しています。 (12)特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	現在、市内では<u>2</u>事業所がサービスを提供しています。 (5)居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、必要な指導を行うことにより、在宅で安心して療養できるよう支援します。 (6)通所介護 <u>利用定員が19人以上の</u>デイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活上のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。 現在、市内では<u>5</u>事業所がサービスを提供しています。 (7)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 介護老人保健施設、医療機関等の施設で、理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を図ります。通称「デイケア」。 現在、市内では<u>3</u>事業所がサービスを提供しています。 (8)短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 介護老人福祉施設等に一時的に短期間入所し（連続30日まで）、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、世話等を行います。通称「ショートステイ」。 現在、市内では<u>1</u>事業所がサービスを提供しています。 (9)短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 介護老人保健施設等に一時的に短期間入所し（連続30日まで）、医学的管理下のもとに介護、機能訓練等のほか、必要な医療や日常生活上の支援、世話を行います。通称「ショートステイ」。 現在、市内では<u>2</u>事業所がサービスを提供しています。 (10)特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護） <u>ケアハウスや養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等に入居している要介護者等に、食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の支援を行います。</u> 現在、市内では<u>6</u>事業所がサービスを提供しています。 (11)福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与） <u>重い</u>いすやベッド等の日常生活上の便宜を図る福祉用具を貸与します。 現在、市内では<u>3</u>事業所がサービスを提供しています。 (12)特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
福祉用具のうち、貸与になじまないポータブルトイレや入浴補助用具等について、年間10万円を限度に購入費の9割を支給します。 現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。 (13)住宅改修（介護予防住宅改修） 小規模な一定の住宅改修を行った時に、住宅改修費を支給します。支給額は、<u>実際の改修費の9割相当額で、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となります。</u>対象となる住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のため床等の材料の変更、引き戸等の扉の取り替え、洋式便器等への取り替えのほか、改修に伴い必要となる工事です。 (14)居宅介護支援（介護予防支援） 要介護（要支援）認定者が居宅で適切なサービスを受けられるように心身の状況、希望等を踏まえたケアプランを作成します。要支援1・2の認定を受けた方は滝川市地域包括支援センターがケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。要介護1～5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所がケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。 現在、市内では介護予防支援は包括支援センターが1か所のほか、居宅介護支援では10事業所がサービスを提供しています。 【計 画】 今後の要支援者・要介護者数の推計を踏まえ、<u>介護保険事業計画において示される年度別見込量を確保することができるように、居宅介護サービス（介護予防サービス）の充実を図ります。</u> 特に、<u>養護老人ホーム緑寿園及び軽費老人ホーム緑寿園の建替え、中心市街地における民間による高齢者向け住宅の整備可能性も踏まえ、特定施設入居者生活介護機能の充実を推進します。</u> なお、<u>要支援者に提供している「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」については、平成29年4月までのできるだけ早い時期に「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。</u> 2 施設介護サービス 【事業概要】 在宅での生活が困難な要介護者に対し、次の施設サービスを提供しています。 (1)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等生活の質の向上のための援助を行う入所施設です。 現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。	福祉用具のうち、貸与になじまないポータブルトイレや入浴補助用具等について、年間10万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。 現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。 (13)住宅改修（介護予防住宅改修） 小規模な一定の住宅改修を行った時に、住宅改修費を支給します。支給額は、<u>20万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。</u>対象となる住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のため床等の材料の変更、引き戸等の扉の取り替え、洋式便器等への取り替えのほか、改修に伴い必要となる工事です。 (14)居宅介護支援（介護予防支援） 要介護（要支援）認定者が居宅で適切なサービスを受けられるように心身の状況、希望等を踏まえたケアプランを作成します。要支援1・2の認定を受けた方は滝川市地域包括支援センターがケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。要介護1～5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所がケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。 現在、市内では介護予防支援は包括支援センターが1か所のほか、居宅介護支援では10事業所がサービスを提供しています。 【計 画】 今後の要支援者・要介護者数の推計を踏まえ、<u>利用見込量を確保することができるように、居宅介護サービス（介護予防サービス）の充実を図ります。</u> 2 施設介護サービス 【事業概要】 在宅での生活が困難な要介護者に対し、次の施設サービスを提供しています。 (1)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等生活の質の向上のための援助を行う入所施設です。 現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(2)介護老人保健施設 看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す方が入所する施設です。 現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。 (3)介護療養型医療施設 長期にわたる療養が必要な方が医療や介護を受ける施設です。 現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。 【計 画】 在宅での生活が困難な要介護者に対し、円滑に施設サービスが利用できるように利用見込量の確保と重度者への重点化が図られるよう努めます。 <u>介護老人福祉施設の特別養護老人ホーム緑寿園については、平成26年度から施設の管理・運営を滝川市社会福祉事業団に移管しましたが、開設以来38年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度の完成・開所を目指し建替事業を進めます。また、介護保険制度の改正により特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上となりましたが、国の基準を踏まえ作成する特列入所に関する指針により適切に対応します。</u> <u>また、医療機能分化の推進の動きや高齢者世帯の増加により、在宅医療のニーズが高まることが予想され、在宅生活復帰の支援機能や医療依存度の高い方に対するショートステイの充実が求められると考えられ、必要な施設の整備を推進します。</u> <u>なお、介護療養型医療施設については、老人保健施設等への転換期限が平成29年度末までに延長されており、本計画において施設介護サービスに位置づけています。</u> 3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） 【事業概要】 高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的としたサービスとして、要介護者・要支援者に対し次の地域密着型サービスを提供しています。 (1)認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護） 認知機能が低下し、日常生活に支障が生じている要介護者等に対して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練を提供します。	(2)介護老人保健施設 看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す方が入所する施設です。 現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。 (3)介護療養型医療施設 長期にわたる療養が必要な方が医療や介護を受ける施設です。 現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。 【計 画】 在宅での生活が困難な要介護者に対し、円滑に施設サービスが利用できるように利用見込量の確保と重度者への重点化が図られるよう努めます。 介護療養型医療施設については、介護医療院等への転換期限が平成35年度末までに延長されていることから、今後の転換等について状況の把握に努めます。 3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） 【事業概要】 高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的としたサービスとして、要介護者・要支援者に対し次の地域密着型サービスを提供しています。 (1)地域密着型通所介護 <u>利用定員が19人未満の小規模なデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。</u> <u>現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。</u> (2)認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護） 認知機能が低下し、日常生活に支障が生じている要介護者等に対して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練を提供します。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。 (2)小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の世話及び機能訓練などを行います。 現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。 (3)認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護） 認知症の状態にある要介護者等に対して、共同生活（5～9人）を行う住居内において、食事、入浴等の介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送れるよう支援します。通称「グループホーム」。 現在、市内では7事業所がサービスを提供しています。 【計 画】 高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的としたサービスとして、利用見込量の確保に努めます。 <u>今後の認知症高齢者の増加、高齢者世帯の増加が見込まれることを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、小規模多機能型居宅介護1か所（定員29人）、認知症対応型共同生活介護1か所（2ユニット）の整備を予定します。</u> <u>介護保険制度の改正により、平成28年度から定員18人以下の「通所介護」が地域密着型サービス「地域密着型通所介護」に位置づけられることから、既存事業所の移行など対応します。</u> 第3部 介護保険事業計画 第1章 介護保険事業等の見込 1 日常生活圏域の設定 日常生活圏域は、滝川市においては、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、サービスの充実に努めます。 2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込 人口推計、過去の要介護・要支援認定率を基に推計した要介護・要支援認定者数を踏まえ、平成27年度以降のサービス利用量を次のように見込みました。 <u>推計方法</u> ①施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。 ※施設・居住系サービスは、3つの施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護です。	現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。 (3)小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） 「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の世話及び機能訓練などを行います。 現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。 (4)認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護） 認知症の状態にある要介護者等に対して、共同生活（5～9人）を行う住居内において、食事、入浴等の介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送れるよう支援します。通称「グループホーム」。 現在、市内では8事業所がサービスを提供しています。 【計 画】 高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的としたサービスとして、利用見込量の確保に努めます。 <u>利用者のニーズに柔軟な対応が可能となり、より在宅生活の継続の可能性を引き上げるサービスとして国や北海道がその整備の推進を図っている小規模多機能型居宅介護等の開設を支援します。</u> 第3部 介護保険事業計画 第1章 介護保険事業等の見込み 1 日常生活圏域の設定 <u>滝川市における日常生活圏域は、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けることができるよう、サービスの充実に努めます。</u> 2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み 人口と第1号被保険者数の推計や、過去の要支援・要介護認定率を基に推計した要支援・要介護認定者数を踏まえ、平成30年度以降のサービス利用量を次のように見込みました。 <u>推計方法</u> ①施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。 ※施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護です。

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
②施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、<u>要介護・要支援認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。</u> サービス別利用者数＝（推計認定者数－施設・居住系サービス利用者）×サービス別利用率 ③介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。 ・平成28年度から定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行することから、移行見込み分を計上します。 ・要支援者の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行見込み分は、移行時期を平成29年度からと仮定し地域支援事業費に計上します。 ④養護老人ホーム緑寿園及び軽費老人ホーム緑寿園の建替に伴う特定施設入居者生活介護の指定、中心市街地での高齢者向け住宅整備可能性に伴う特定施設入居者生活介護の指定について、平成29年度中に見込みました。 ⑤認知症対応型共同生活介護1か所（2ユニット）、小規模多機能型居宅介護1か所（定員29人）の新設を28年度中に見込みました。 ⑥在宅医療のニーズの高まりを踏まえ、在宅生活復帰の支援、医療依存度の高い方へのショートステイの充実への対応として、平成29年度での老人保健施設の整備を仮定し見込みました。 ⑦介護療養型医療施設は、老人保健施設等への転換期限が平成29年度末までとなっており、平成30年度以降は療養病床の転換意向の状況などを踏まえて見込んでいます。 ⑧地域密着型介護老人福祉施設は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。	②施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、<u>要支援・要介護認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。</u> サービス別利用者数＝（推計認定者数－施設・居住系サービス利用者）×サービス別利用率 ③介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。 ・介護療養型医療施設は平成35年度末まで転換期限が延長となり、併せて新たなサービスとして介護医療院が創設されますが、現在のところ既存施設の転換は未定のため、介護療養型医療施設に見込みました。 ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。
3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み 介護サービス・介護予防サービス別の利用量の見込みを踏まえ、平成27年度以降における介護保険給付費を次のように見込みました。 推計方法 介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービス（施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）には1か月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには1回（日）当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。 4 地域支援事業の提供量の見込み (1)第6期計画で見込む地域支援事業の内容 「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことがで	3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み 介護サービス・介護予防サービス別の利用量の見込みを踏まえ、平成30年度以降における介護保険給付費を次のように見込みました。 推計方法 介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービスには1か月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには1回（日）当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。 4 地域支援事業の見込み (1)第7期計画で見込む地域支援事業の内容 「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことがで

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
きるよう支援することを目的に創設された事業で、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業で構成されています。 <u>平成27年度からの介護保険制度の改正により、</u> <u>①要支援者に提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスが「介護予防給付」から「地域支援事業」の「介護予防事業」に移行され、地域の実情にに応じて、既存の介護事業所に加え、住民などの多様な主体により訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスの枠組みでサービスを提供する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として実施</u> <u>②包括的支援事業が充実され、新たに位置づけられた「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」「地域ケア会議の充実」を実施となりました。</u> 第5期計画で実施していた下記の「地域支援事業」は、第6期計画期間においても継続実施します。<u>（「介護予防事業」は、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」への移行により、組み立て直して実施します。）</u> (2) 地域支援事業の見込 <u>介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスの移行分、包括的支援事業の充実を考慮し、次のとおり見込みます。</u> 5 特別給付等 市町村独自の特別給付又は保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第6期計画期間においても実施します。 ○自立支援用具購入費等給付事業 ○一時帰宅支援費給付事業 第2章 介護保険料について 1 介護保険料の設定	きるよう支援することを目的に創設された事業で、<u>「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」</u>で構成されています。 第6期計画で実施していた下記の「地域支援事業」は、第7期計画においても継続実施します。 (2) 地域支援事業費の見込み <u>地域支援事業費の見込額は、国の上限額の設定の考え方を踏まえ、次のとおり算出しました。</u> ①介護予防・日常生活支援総合事業 ・<u>介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の見込額は、事業開始年度（平成26年度）における介護予防サービス費と介護予防事業費の総額に、75歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じ、当該年度の介護予防給付費を控除して算定。</u> ②包括的支援事業・任意事業 ・<u>従来の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）と任意事業の既存事業分の事業費の見込額は、平成26年度介護給付費見込額の2%に、65歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じて算定。</u> ・<u>新たに包括的支援事業に位置付けられた、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策、生活支援体制整備事業の事業費の見込額は、国の定める上限額の範囲内で計上。</u> 5 特別給付等 市町村独自の特別給付又は保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第7期計画期間においても継続実施します。 ○自立支援用具購入費等給付事業 ○一時帰宅支援費給付事業 第2章 介護保険料について 1 介護保険料の設定

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
介護保険事業計画では、当該計画期間中における65歳以上の第1号被保険者の保険料を定めます。 介護給付費等の費用負担は、<u>下図のとおり</u>、65歳以上の第1号被保険者の保険料のほか、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。 第6期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、<u>22%</u>と定められています。 2 介護保険料の算定 (1)介護保険料収納必要額の算定 <u>第6期計画における介護保険事業の標準給付見込額は、前章の介護保険事業等の見込を踏まえ、下表のとおり約102億円となり、地域支援事業費と併せて約107億円と見込まれます。</u> <u>第1号被保険者の保険料の算定の基礎となる介護保険料収納必要額は、介護給付費準備基金の可能な範囲での取り崩しにより保険料の上昇の抑制を図り、約21億円と見込みます。</u> (2)介護保険料基準額の算定 <u>介護保険料収納必要額を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定すると、次のとおり算定されます。</u> <u>介護保険料基準額（月額） 4,900円</u> <u>なお、介護保険料基準額は次のように求められます。</u> <u>介護保険料基準額＝介護保険料収納必要額÷予定収納率（98%）</u> <u>÷被保険者数（所得段階別負担割合で補正後の3か年合計）÷12か月</u> (3)介護保険料の所得段階の設定 <u>介護保険料の所得段階の設定については、所得段階に応じてきめ細かな保険料とするため、第5期計画では8段階に設定していましたが、第6期計画より国の標準段階がこれまでの6段階から9段階に細分化されたことから、国の標準段階どおり9段階とします。</u> <u>また、低所得者の保険料負担をさらに軽減するために、国が別枠で国：1/2、道：1/4、市：1/4の負担割合で公費を投入する制度が導入されます。平成27年度からは新たな第1段階において実施され、今後、消費税率の見直しなどに併せて市民税非課税世帯に対する基準額に対する割合の変更が予定されています。</u> 3 介護保険料の将来推計 第6期計画の人口推計、要介護・要支援認定者数の推計、介護保険事業の標準給付見込	介護保険事業計画では、当該計画期間中における65歳以上の第1号被保険者の<u>介護</u>保険料を定めます。 介護給付費等の費用負担は、<u>次の図のとおり</u>、65歳以上の第1号被保険者の<u>介護</u>保険料のほか、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の<u>介護</u>保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。 第7期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、<u>23%</u>と定められています。 2 介護保険料の算定 (1)介護保険料収納必要額の算定 素案時点では別表に記載 (2)介護保険料基準額の算定 素案時点では別表に記載 (3)介護保険料の所得段階の設定 素案時点では別表に記載 3 介護保険料の将来推計 素案時点では別表に記載

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
額などを基に平成37年度の推計を行うと、次のような状況が見込まれます。 <u>「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」などにより介護予防を一層推進し、介護保険料の上昇の抑制に努めていきます。</u> 第3章 介護保険事業の円滑な運営のために 介護保険事業の円滑な運営を図るため、<u>以下のとおり介護保険事業を推進していきます。</u> 1 介護保険制度への理解と啓発の促進 介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、保険料等について、広報・ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成等様々な機会と手段を通して、広く市民に周知するとともに、<u>居宅介護支援事業所・サービス事業者等との連携を深め、円滑な制度の運営に努めます。</u> また、<u>地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センターのPRのほか、介護保険サービスや配食・見守り等の生活支援・介護予防サービスなどのサービスを適切に利用することができるよう、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用などにより、積極的に情報発信に努めます。</u> 2 介護保険サービスの量的確保 地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、<u>提供されるサービスについて質的向上を図ります。</u> 3 地域支援事業の確保 高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、<u>市内関係者による協議体との連携による多様な主体の訪問型サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。</u> 4 適正な介護認定の推進 公平・公正な要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の資質向上を図るとともに、<u>介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。</u> 5 保険者機能の強化 市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行い、<u>ケアの質の向上を図ります。</u> 6 介護給付の適正化	第3章 介護保険事業の円滑な運営のために 介護保険事業の円滑な運営を図るため、<u>次のとおり介護保険事業を推進していきます。</u> 1 介護保険制度への理解と啓発の促進 介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、<u>介護保険料等について、広報・市ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成など、様々な機会と手段を通して、広く市民に周知を行い、市民が理解を深めることのできるよう努めます。</u> また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けるために、<u>介護保険サービスや配食・見守りなどの介護予防・生活支援サービス等を適切に利用することができるよう、積極的に情報発信に努めます。</u> 2 介護保険サービスの量的確保 地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、<u>提供されるサービスの質の向上を図ります。</u> 3 地域支援事業の確保 高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、多様な主体による<u>介護予防・生活支援サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。</u> 4 適正な介護認定の推進 公平・公正な要支援・要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の体制強化や資質向上を図るとともに、<u>介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。</u> 5 保険者機能の強化 市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス、<u>居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業のサービス</u>については、保険者として事業者に対し適切な指導を行います。 6 介護給付の適正化

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
介護給付適正化事業については、縦覧点検・医療情報との突合、ケアプランの点検を重点的に行います。	介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。 利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の是正を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付の適切な提供を継続していくための適正化事業を次のとおり実施します。 ①要介護認定の適正化 【事業概要】 認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として、介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しています。 【計 画】 高齢者の増加に伴う介護認定申請者数の増加により、介護認定審査数も増加していくことが見込まれます。このような状況の中で、要介護認定調査の平準化を図るため、引き続き認定調査票の全件点検の実施、認定調査員の資質向上に努めます。 ②ケアプランの点検 【事業概要】 介護支援専門員が作成するケアプランがマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともにケアマネジメントの質の向上を図ることを目的に実施しています。 【計 画】 継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成したケアプラン点検支援マニュアル等を活用し、介護支援専門員と連携を図りながら、ケアプランの点検及び支援を実施します。 ③住宅改修・福祉用具購入の点検 【事業概要】 住宅改修については、施工前後の写真等による書面審査のほか、必要に応じて訪問調査による確認を行っています。 福祉用具購入については、支給申請時において介護支援専門員等が作成する理由書を審査の上、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行っています。 【計 画】 住宅改修については、施工前後の写真等による提出書類の点検を全件実施します。また、必要に応じて、施工業者ごとの実地点検や作業療法士による訪問調査を実施します。 福祉用具購入については、介護支援専門員等が作成する理由書の点検を全件実施します。また、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行います。 ④介護給付費通知【新規】 【事業概要】

第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
7 低所得者の負担軽減対策の実施 経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。 • <u>国の基準に合わせて保険料の多段階設定を行い、低所得者層の保険料の引上げを抑制します。</u> • 保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。 • 社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。	<u>介護保険給付を受けた高齢者に対して、介護報酬額、介護保険給付額、自己負担額などについて通知することにより、適切なサービス利用の啓発を行うとともに適正な請求や給付につなげます。</u> 【計 画】 <u>利用したサービスの内容とその費用を利用者自身が確認することにより、給付の適正化を図るため、利用者への通知を行います。</u> ⑤縦覧点検・医療情報突合 【事業概要】 <u>縦覧点検については、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認することにより、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合は、介護報酬の返還を求めています。</u> <u>医療情報突合については、医療保険における入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。</u> 【計 画】 <u>縦覧点検及び医療情報突合について、引き続き国保連合会への委託による効率的かつ正確性の高いチェックを実施します。</u> 7 低所得者の負担軽減対策の実施 経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、<u>介護保険料</u>や利用者負担について配慮するよう努めます。 • <u>介護給付費準備基金の取崩しにより、全ての第1号被保険者に係る介護保険料の引上げを抑制します。</u> • <u>平成27年度から介護保険料段階が第1段階の方に実施している低所得者の介護保険料負担割合100分の5の軽減の継続に加え、滝川市独自の軽減として、さらに100分の5の割合の軽減を実施します（消費税率の増額に併せた基準額に対する割合の変更に応じて当該軽減の見直しを行う予定）。</u> • 介護保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。 • 社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。